

消費税 軽減税率 対策

複数税率対応レジの
導入等支援

受発注システムの
改修等支援

補助金制度の
ポイントが
よくわかる!



軽減税率対策補助金がよくわかる

消費税

軽減税率

- 消費税の軽減税率制度はすべての事業者の方に影響があります。
- 事業者の方が知っておきたい軽減税率制度のポイントや支援策を紹介します。
- 事業者の方のよくある質問にお答えします。



まるわかりBOOK

これで
スツキリ!



平成31年10月1日スタート

消費税軽減税率制度 ココをチェック!

軽減税率制度って
何だろう?

軽減税率制度の キホンが知りたい

- 実施のスケジュールは?
- 対象となる品目は?



毎日の仕事に
どんな影響が?



毎日の仕事の
流れは
どうなるの?

P.6

- 適用税率の把握
- 適用税率ごとに区分した経理

仕入れや値付け
ではどんな作業が
必要になるの?

P.8

- 商品を仕入れた際の
業務フローの例

発行する
請求書等に
記載する項目は?

P.10

- 商品を販売した際の
業務フローの例

毎月の支払いや
消費税の申告は
どうする?

P.12

- 毎月の支払いでの新しい作業
- 申告での新しい作業

事業者の疑問

「まるわかりBOOK」の



補助金制度があるって聞いたけど?



補助金制度のポイントを教えて!

P.18

- 申請は大きく2つのタイプがある
- 補助金制度の対象は?

軽減税率制度の実施に備え複数税率対応レジへの買替え等が必要

P.22

P.24

- 補助対象となるレジの種類
- 補助金制度の概要と対象期間
- 補助金を活用したレジ導入等の流れ

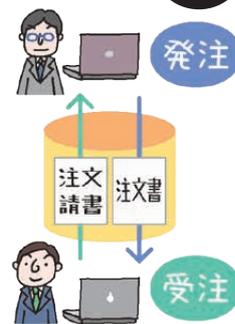


軽減税率制度の実施に備え電子的受発注システムの複数税率対応の改修等が必要

P.25

P.27

- 補助対象となる電子的受発注システムのイメージ
- 補助金制度の概要と対象期間
- 補助金を活用した受発注システム改修等の流れ



・お悩み

軽減税率制度や補助金制度について電話で質問したい

P.28

- 軽減税率対策補助金事務局コールセンター
- 軽減税率対策補助金事務局ホームページ



もっと詳しく教えてほしい

付録

補助金の申請に必要な書類がひと目で分かります

P.34

中小企業・小規模事業者の皆さまへ

はじめに

政府では、平成31年10月の消費税率10%への引上げと同時に、低所得者層へ配慮する観点から「軽減税率制度」を実施します。軽減税率対象品目の税率は8%となります。軽減税率制度の実施にあたっては、簡素な方法による区分記載請求書等保存方式を実施した後、平成35年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）へ移行するなど、事業者の皆さまの準備等を考慮して一定の経過措置を設けるなど必要な施策を講じて参ります。

軽減税率制度の下では消費税率が2つになるため、事業者の皆さまは、「適用税率ごとに区分した消費税額の計算」や、「商品ごとの適用税率およびその合計額を記載した請求書等の発行」といった新たな作業が必要となります。中小企業庁では、事業者の皆さまが対応を求められるこうした新たな作業への具体的なサポートとして、「複数税率対応レジの導入」や「受発注システムの改修」等を行う場合の経費の一部を補助する「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」の公募を平成28年4月から開始しています。

本冊子では、事業者の皆さまが知っておきたい軽減税率制度の基本的なポイントをわかりやすく紹介するとともに、軽減税率対策補助金の内容や申請方法、申請に必要な書類などの情報を掲載しています。

事業者の皆さまは軽減税率制度が実施されるまでの間に、取り扱う商品の適用税率の把握、レジやシステムの対応状況の確認、従業員研修など準備しなければならないことがたくさんあります。本冊子が軽減税率制度への対応を進める事業者の皆さまの一助となれば、幸いです。

平成29年3月
中小企業庁

すべての事業者に影響がある! 消費税軽減税率制度のポイント

- P.4** 軽減税率制度の概要
 - 軽減税率制度の概要
 - 軽減税率制度の実施スケジュール
 - 軽減税率制度の対象品目
- P.6** 軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる?①
 - 飲食料品小売業を営む事業者の例
 - 毎日の仕事での主な対応例
- P.8** 軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる?② 値付け／仕入れ
 - 商品を仕入れた際の業務フローの例
 - 電子的受発注システムの改修等に補助金が受けられる場合があります。
- P.10** 軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる?③ 販売
 - 商品を販売した際の業務フローの例
 - 複数税率対応レジの導入等に補助金が受けられる場合があります。
 - 事業者が発行する請求書等
- P.12** 軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる?④ 支払い／申告／その他
 - 軽減税率制度の実施までに準備しておくこと
 - 消費税の税額計算
 - 軽減税率制度実施後の税額計算
 - 税額計算の特例(経過措置)

【コラム】平成35年10月以降に変わること 消費税転嫁対策のキホン

- P.14** 適格請求書等保存方式(インボイス制度) 現行制度から変わること
- P.16** 消費税転嫁対策特別措置法の目的
消費税転嫁対策 4つのポイント
消費税価格転嫁等総合相談センター

これは使える!知っておきたい! 軽減税率対策補助金

- P.18** 軽減税率対策補助金のポイント① 制度の概要
 - 2つの申請類型
 - 申請の受付、申請サポート
 - 申請受付期間 その他の融資制度のご案内

- 参考① 補助金の申請者の要件(A型、B型共通)
- 参考② 本事業における中小企業・小規模事業者等の定義(A型、B型共通)

- P.22** 軽減税率対策補助金のポイント② レジの導入等支援
 - 補助対象のレジ、申請区分
 - レジ導入支援等の概要
 - 参考③ タブレット・PC・スマートフォンを活用したレジシステム
- P.24** 軽減税率対策補助金のポイント③ レジ導入等に係る申請の流れ
 - 補助金を活用したレジ導入・レジ改修の流れ
- P.25** 軽減税率対策補助金のポイント④ 受発注システムの改修等支援
 - 補助対象となる電子的受発注システムのイメージ
 - 申請区分
 - 電子的受発注システムの改修等支援の概要
- P.27** 軽減税率対策補助金のポイント⑤ 受発注システム改修等申請の流れ
 - 補助金を活用した受発注システム改修・入替の流れ
- P.28** 軽減税率対策補助金事務局／その他の支援策
 - 軽減税率対策補助金事務局ホームページのご案内
 - 軽減税率制度の実施で活用したい主な制度
- P.30** 軽減税率対策補助金 ワンポイントレッスン
 - よくあるご質問
 - 申請のポイント
 - 申請書の記入でよくある間違い

付録

軽減税率対策補助金 申請に必要な書類のご紹介

- P.34**
 - レジ・導入型(A-1型)
 - レジ・改修型(A-2型)
 - モバイルPOSレジシステム(A-3型)
 - POSレジシステム(A-4導入型、A-4改修型)
 - (参考) 証ひょう類の記載事項について
 - 受発注システム・指定事業者改修型(B-1型)
 - 受発注システム・自己導入型(B-2型)
 - リース申請について



軽減税率制度の概要

消費税率10%への引上げに合わせて、
低所得者に配慮する観点から
軽減税率制度が実施されます。

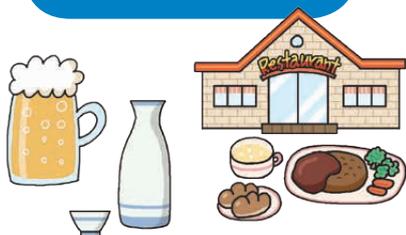
軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が、
軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率になります。

軽減税率制度は業種にかかわらず、すべての事業者に影響があります。
まずは、消費税の軽減税率制度の対象品目の確認が必要です。

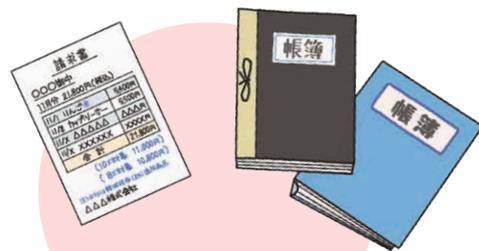
■軽減税率制度の概要

事業者の方は、消費税等の申告を行うために毎日の売上げ・仕入れを適用税率ごとに区分して記帳するなどの経理を行っていただく必要があります。

標準税率10%



軽減税率8%



事業者は
様々な対応が
必要になります。

■軽減税率制度の実施スケジュール

軽減税率制度は消費税率10%へ引上げに合わせて平成31年10月1日に実施されます。また複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、平成35年10月1日からは「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が導入されます。

平成31年10月1日

平成35年10月1日

請求書等保存方式

区分記載請求書等保存方式

適格請求書等保存方式

■軽減税率制度の対象品目

軽減税率(8%)の対象品目は、①飲食料品(お酒や外食サービスを除く)、②週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)です。

対象品目…軽減税率8%

対象外品目…標準税率10%

新聞

週2回以上発行される新聞
(定期購読されるものに限る)



① 飲食に用いられる設備
(椅子・テーブルなど)の
ある場所において、
② 飲食料品を飲食させる
サービス



持ち帰りのための容器に入れ、 または包装を施して行う飲食料品

- ・牛丼屋のテイクアウト
- ・コンビニの弁当(※)

※イートインスペースで飲食する場合は標準税率となります。

出張料理など



有料老人ホーム等で 提供される 飲食料品



外食

- ・牛丼屋などでの店内飲食
- ・フードコートでの飲食

飲食料品

(食品表示法に規定する「食品」)



酒類



一体商品



1万円(税抜)以下の少額のもので、
価額のうちに軽減税率の対象となる食品
の占める割合が2/3以上である場合に
限り、全体が軽減税率の対象となります。

医薬品

医薬部外品等



もっと知りたい!

Q&A



Q

消費税の軽減税率制度への対応が必要なのは基本的に飲食料品や新聞を取り扱う事業者だけですか?

A

いいえ、これらを取り扱わない事業者も、贈答用の食品、会議や接客時の茶菓の購入などは、軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響します。

すべての事業者に影響があります!

■軽減税率制度はすべての事業者に影響があります!

理由1 対象品目を扱わない事業者を含め、すべての課税事業者が標準税率

(10%)と軽減税率(8%)を区分して経理を行います。

・経理システムの変更、改修等が必要になる可能性があります。

・適用税率ごとに区分した経理ができない中小事業者などに対しては、一定期間、税額計算の特例措置が設けられています。

理由2 取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等の発行が要求されることがあります。

理由3 免税事業者も取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等を求められることがあります。



贈答品



会議、接客時に
供する茶菓



軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる? ①

毎日の仕事の中で、取り扱う商品の適用税率の把握、適用税率ごとに区分した記帳といった様々な対応が必要となります。

事業者ごとに必要な作業は異なります。毎日の仕事の流れを確認し、軽減税率制度の実施に関係する事柄を洗い出しましょう。

取り扱う商品の適用税率の把握や、適用税率ごとに区分した経理など様々な対応が求められる可能性があります。

■ 飲食料品小売業を営む事業者の例

毎日の業務で適切な商品管理を行い、個々の商品の適用税率を把握しておく必要があります。

納品書に記載された適用税率が正しいか確認



毎日の売上げ・仕入れを適用税率別に区分して記帳



複数税率に対応したレジへの買替・改修



新しい記載ルールに則った請求書や領収書の発行



もっと知りたい!

Q&A



Q

商店街で鮮魚の小売を営んでいます。仕入れは3万円未満の少額な取引のみで、これまで顧客への領収書に詳細な内容の記載は求められませんでした。軽減税率制度の実施で何か変更はありますか?

A

区分記載請求書等保存方式の下では、3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、これまでと同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項を記載した帳簿の保存のみで適用することができます。この際、帳簿にはこれまでの記載事項に加え、「軽減税率の対象品目の取引についてはその旨」を記載することが要件となります。

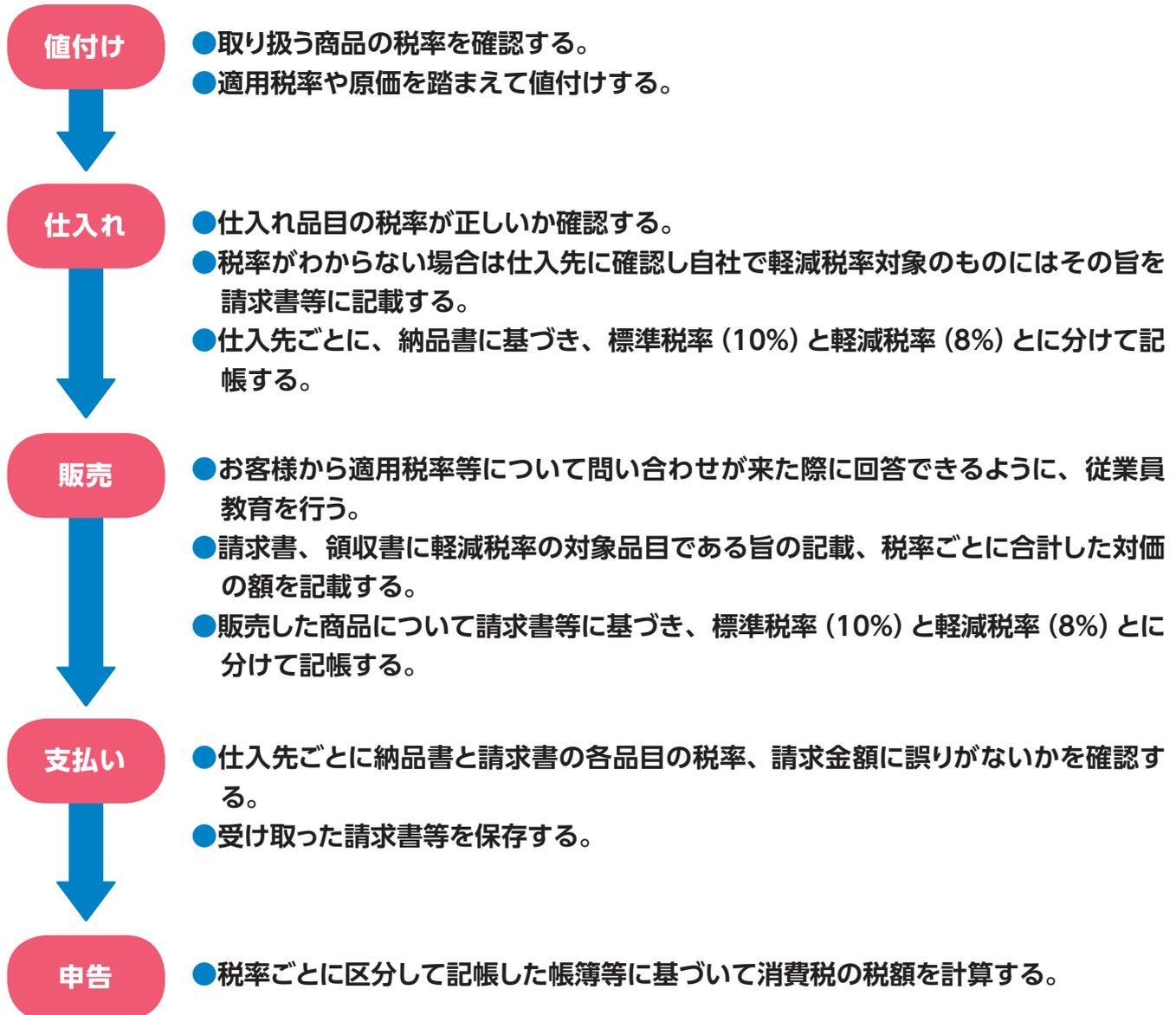
しかしながら、取引先の経理処理の関係上、領収書等に軽減税率の対象品目の取引についてはその旨の表示が求められる場合も想定されます。レジの改修やレシートへの手書き補完、または別途領収書を個別に発行するなど、貴店の取引先との関係も踏まえ、対応についてご検討ください。

※平成35年10月1日より、適格請求書等保存方式が導入されます。詳細は14,15ページをご確認ください。



■毎日の仕事での主な対応例

軽減税率制度の実施に伴って、毎日の仕事の各段階で新しい作業や確認が必要となります。



プラス
α

帳簿、請求書等はどう変わる？

現行の仕入税額控除は帳簿および請求書等の保存が必要とされています。平成31年10月1日から平成35年9月30日（適格請求書等保存方式の導入前日）までの間は、この仕入税額控除の要件について、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、次の記載事項を追加した帳簿および請求書等の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。追加される記載事項は次のとおりです。

① 区分記載請求書等

- ・ 軽減税率の対象品目である旨
- ・ 税率ごとに合計した対価の額

② 帳簿

- ・ 軽減税率対象資産の譲渡等に係るものである旨

※平成35年10月1日より、適格請求書等保存方式が導入されます。
詳細は14,15ページをご確認ください。

軽減税率制度で毎日の仕事の 何が変わる? ② 値付け/仕入れ

適用税率や原価を踏まえた値付けを行います。仕入れでは、取り扱う商品の税率を把握し、請求書(納品書)に記載されている税率が正しいか確認します。

仕入れた商品について適用税率がわからない場合には、仕入先に確認して自社で軽減税率対象のものにはその旨を請求書等に記載します。

軽減税率制度の実施により、電子的発注システムについては改修などが必要となる場合があります。

■商品を仕入れた際の業務フローの例

電子的な発注システムによって仕入れを行っている場合は、軽減税率制度に対応しているかどうかをシステムベンダー等に確認しましょう。

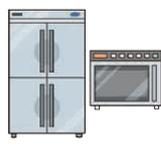
値付けでの新しい作業 適用税率や原価を踏まえた値付けを行う。

●加工商品の原材料の適用税率が異なる場合

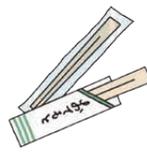
自社製造の惣菜・お弁当等の仕入れに係る消費税率



食材8%



光熱費10%



わりばし10%

自社で製造



お弁当8%

仕入れでの新しい作業

- ①商品の適用税率を把握する。
- ②納品書に記載されている税率が正しいか確認する。
(税率がわからない場合は仕入先に問い合わせる。)
- ③納品書に基づいて標準税率(10%)と軽減税率(8%)とに区分して帳簿に記帳する。

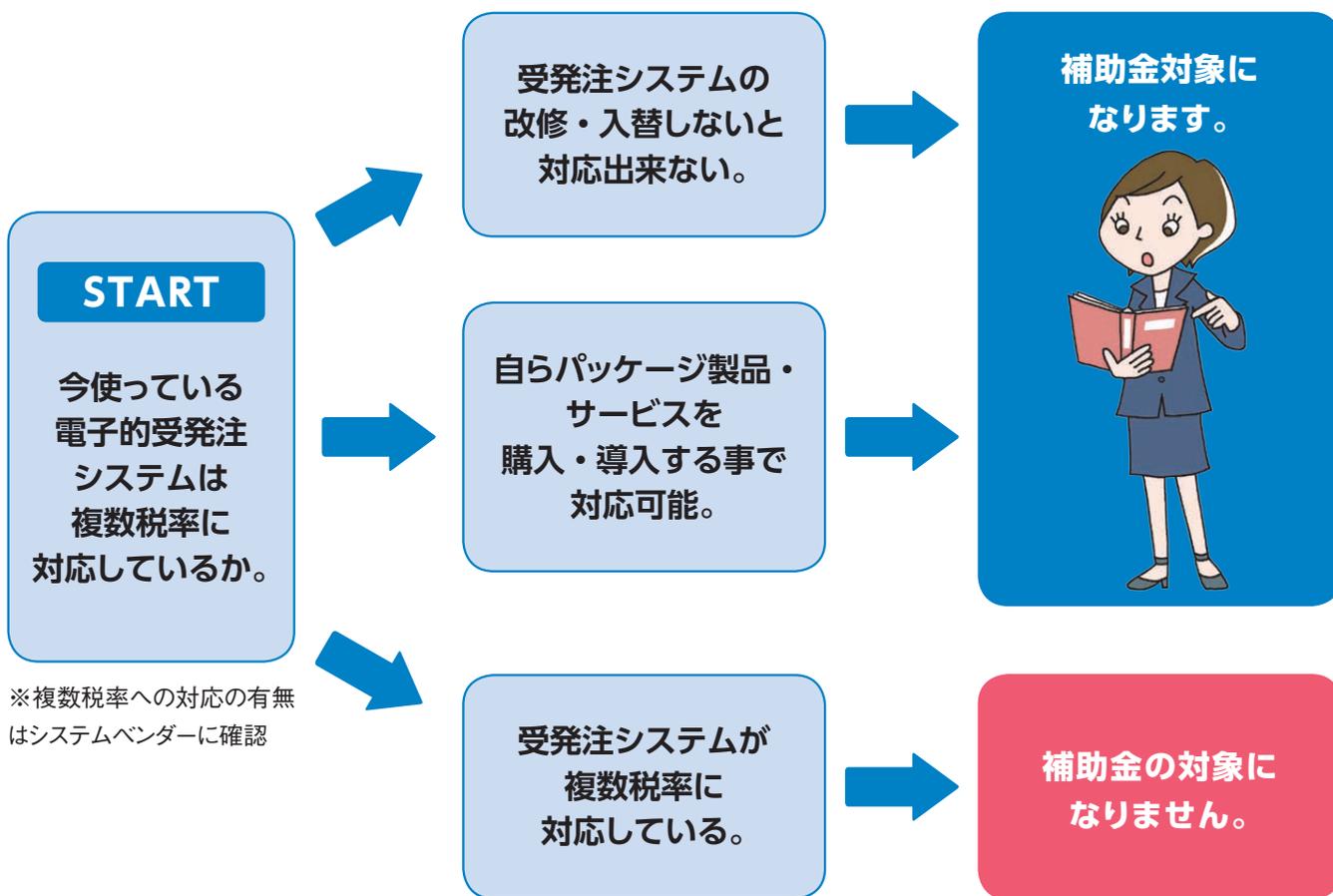
プラス
α

請求書等に必要事項の記載がないときはどうする？

平成31年10月1日から平成35年9月30日までの区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」および「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載がない場合、請求書等の交付を受けた事業者がその取引の事実に基づいて、これらの項目を追記し、保存することで仕入税額控除を行うことが認められます。なお、事業者による追記や修正は他の項目については認められていません。

■ 電子的受発注システムの改修等に補助金が受けられる場合があります。

軽減税率制度の実施にあたって電子的受発注システムの改修・入替等を行う場合は、補助制度の活用を検討しましょう。



もっと知りたい!

Q&A



Q 軽減税率制度の実施後、免税事業者からの課税仕入れについて仕入税額控除はできますか？



A

平成31年10月1日から同35年9月30日までの区分記載請求書等保存方式の下では、免税事業者等からの課税仕入れについては、現行と同様に仕入税額控除の適用を受けることができます。
※平成35年10月1日より、適格請求書等保存方式が導入されます。
詳細は14,15ページをご確認ください。

軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる? ③ 販売

取り扱う商品の適用税率を把握し、正しい表示を行います。請求書等には、どの商品が軽減税率の対象品目かを明示し、適用税率ごとに合計金額を記載します。

お客様から商品の適用税率を質問された際に回答できるように従業員への教育を行きましょう。

販売した商品について請求書等に基づき標準税率(10%)と軽減税率(8%)とに区分して帳簿に記帳します。

■商品を販売した際の業務フローの例

小売業や飲食業の方は、複数税率対応レジの導入・改修などが必要かどうかをメーカーや販売店に確認しましょう。卸売業の方で電子的受発注システムを導入している場合は、改修等が必要かどうかをシステムベンダーに確認しましょう。



販売での新しい作業

①取り扱う商品の適用税率を把握し、正しい表示を行います。



軽減税率対象品目
580円+税(8%)



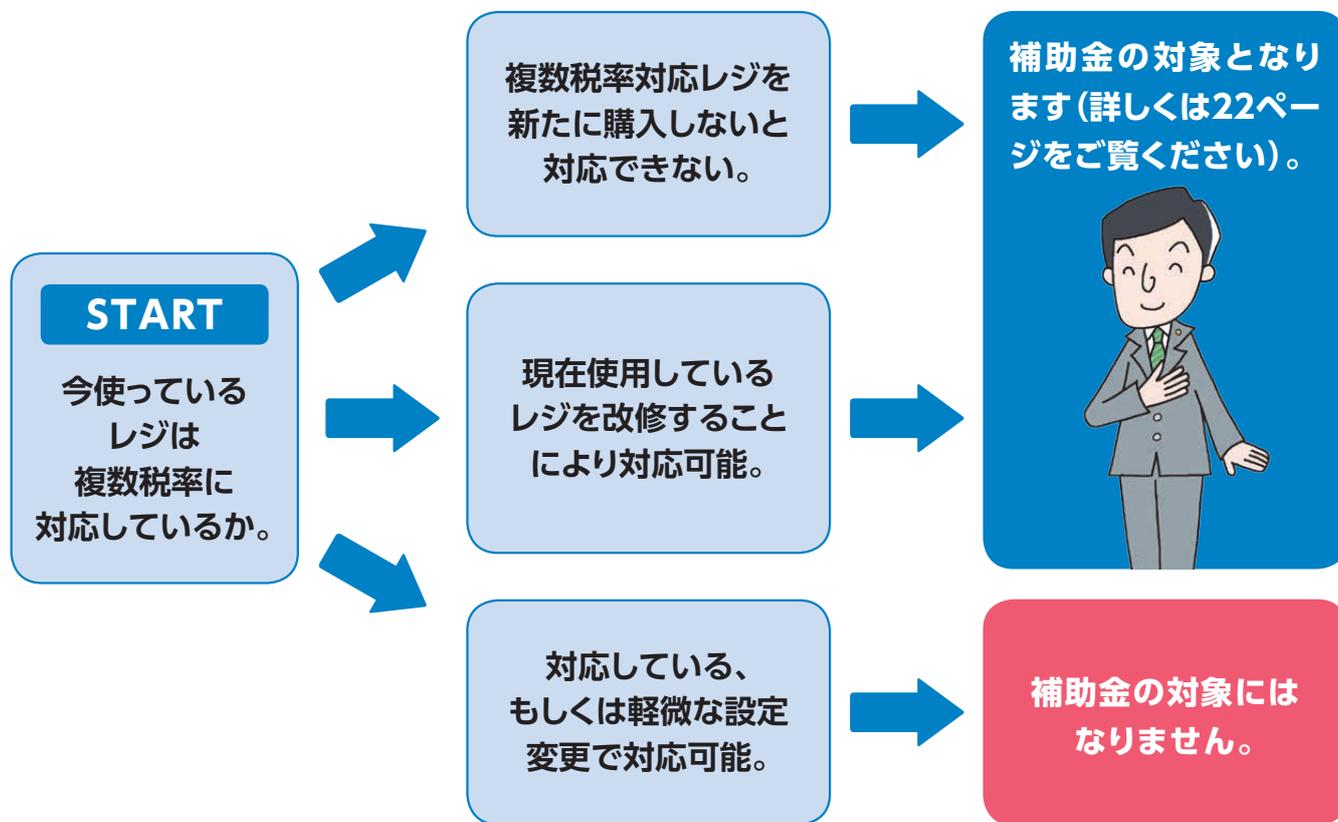
軽減税率対象外
280円+税(10%)

- ②請求書(領収書)に軽減税率の対象品目である旨の記載、税率ごとに合計した対価の額を記載します。
- ③標準税率と軽減税率とに区分して帳簿に記帳します。
- ④POSシステムの場合は予め商品マスタに税率を登録しておくことで、自動的に適用税率ごとに集計されます。



■複数税率対応レジの導入等に補助金が受けられる場合があります。

複数税率対応レジを新たに購入する場合や改修によって対応する場合は、補助金制度の活用を検討しましょう。



■事業者が発行する請求書等

請求書等には、軽減税率対象品目であることを明示し、適用税率ごとに合計金額を記載します。

請求書

〇〇御中

11月分 21,800円 (税込)

| | | |
|--------|----------|---------|
| 11 / 1 | りんご ※ | 5,400円 |
| 11 / 8 | カップ・ソーサー | 5,500円 |
| ⋮ | | ⋮ |
| 合計 | | 21,800円 |

(10%対象 11,000円)
 (8%対象 10,800円)

注) ※印は軽減税率 (8%) 適用商品

△△ (株)

ルールその1
軽減税率対象品目にチェック!

ルールその2
税率ごとに合計金額を記載する

<免税事業者であっても新しいルールに沿った請求書等の発行が求められる場合があります。>

軽減税率制度で毎日の仕事の 何が変わる? ④ 支払い／申告／その他

毎月の支払いでは、月ごとの請求書等と納品書とを照らし合わせて、誤りがないか確認します。

申告では、適用税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づいて消費税の税額を計算します。

取引先からの請求書等の発行に係る問い合わせ、お客様からの商品の適用税率に関する質問に対応するため、経営者・従業員とも研修会などへの参加を通じて軽減税率制度への理解を深めましょう。

支払いや申告のために日々の記帳はこれまで以上に大事です!

■軽減税率制度の実施までに準備しておくこと



支払いでの新しい作業

- ①請求書等に記載された商品の適用税率に誤りがないかをよく確認しましょう。
- ②問題がなければ、代金を支払い、支払金額を適用税率ごとに区分して帳簿に記帳します。

申告での新しい作業

- 適用税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づいて消費税の税額を計算します。
- 会計ソフトについても軽減税率制度の実施を踏まえて対応状況を確認し、更新を行きましょう。

その他

- 軽減税率制度の実施前に、値札やPOP、商品カタログの改訂などについても準備を進めましょう。

消費税の税額計算



● 計算方法の種類

一般課税

課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}$$

簡易課税

課税売上げに係る消費税額に、事業に応じた一定の「みなし仕入率」を乗じた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

軽減税率制度実施後の税額計算

軽減税率制度実施後も、納税額の計算方法は現行のものと変わりません。

しかし、消費税率が8%と10%の2つになることから、「売上げ」と「仕入れ」を税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。

$$\begin{aligned} & \text{課税売上げ／課税仕入れ等に係る消費税額} = \text{標準税率が適用される取引総額} \times 10 / 110 \\ & + \text{軽減税率が適用される取引総額} \times 8 / 108 \end{aligned}$$

税額計算の特例(経過措置)

軽減税率制度が実施される平成31年10月1日以降一定期間、売上げまたは仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者(基準期間における課税売上高が5千万円以下の課税事業者)に対し、売上税額または仕入税額の計算について、特例措置が設けられています。

● 売上税額の計算の特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、売上げの一定割合を、軽減税率対象品目の売上げとして税額計算することができます。

| No. | 対象者 | 割合 |
|-----|---|---|
| ① | 仕入れを管理できる卸売・小売業を営む中小事業者(簡易課税制度適用事業者を除きます) | 卸小売業に係る課税仕入総額に占める軽減税率対象品目に係る仕入金額の割合 |
| ② | ①以外の中小事業者 | 通常の連続する10営業日の課税売上総額に占める軽減税率対象品目に係る売上金額の割合 |
| ③ | ①・②の計算が困難な中小事業者(主として軽減税率対象品目の販売を行う事業者に限ります) | 50% |

※上記の特例は、軽減税率制度の実施から4年間(平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間)選択することができます。

● 仕入税額の計算の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、仕入れの一定割合(注1)を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができます。また、簡易課税制度(注2)の事後選択による適用が可能です。

(注1) 売上げを管理できる卸売・小売業を営む中小事業者(簡易課税制度適用事業者を除きます) = 卸売・小売業に係る課税売上総額に占める軽減税率対象品目に係る売上金額の割合

(注2) 簡易課税制度の事後選択による適用の特例は、軽減税率制度の実施から1年間(平成31年10月1日から平成32年9月30日までの日の属する課税期間)、簡易課税制度の事後選択をすることができるものになります。

※仕入れの一定割合を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができる特例は、軽減税率制度の実施から1年間(平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間)選択することができます。

平成35年10月以降に 変わること

軽減税率制度の実施により、 複数税率制度の下で適正な課税を確保する 観点から適格請求書等保存方式 (インボイス制度)が導入されます。

平成31年10月1日からの4年間は、事業者の準備等に配慮して現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応した方法として区分記載請求書等保存方式とするとともに税額計算の特例を導入します。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)

適格請求書発行事業者として登録を受けた課税事業者のみ適格請求書または適格簡易請求書(インボイス)を交付することができます。インボイスの保存がなければ、原則として仕入税額控除はできません。

適格請求書

●売り手が発行する適格請求書の記載事項

区分記載請求書の記載すべき事項に、以下の項目が追加されます。

- ①登録番号
- ②税率ごとに区分して合計した消費税額等(消費税額および地方消費税額の合計額)および適用税率

②
①

| 請求書 | |
|---|------------------------|
| 〇〇御中 | |
| □月分 | 20,000円(本体) 消費税 1,800円 |
| □月1日 | 牛肉 2kg※ 5,400円 |
| □月8日 | わびし 4箱 5,500円 |
| ----- | |
| 合計 | 20,000円 消費税 1,800円 |
| (10%対象 10,000円 消費税 1,000円) (8%対象 10,000円 消費税 800円) | |
| △△(株) | 登録番号 xxx-xxx |
| 注) ※印は軽減税率(8%)適用商品 | |

- 平成35年10月1日より、適格請求書発行事業者登録制度の登録を受けた課税事業者(売り手)は、取引の相手方(課税事業者)から求められた場合の適格請求書等の交付および写しの保存が義務付けられます。
- 買い手は、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。免税事業者は適格請求書等を交付できないため、免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除をすることはできません。ただし、適格請求書等保存方式の導入後一定期間は、免税事業者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を控除することができます。

現行制度から変わること

適格請求書等保存方式の導入で、税額計算の方法や請求書等の発行の義務、仕入税額控除の要件などが変わります。

税額計算の方法および特例の施行スケジュール

| | 平成31年10月▼ | 平成35年10月▼ | 平成38年10月▼ | 平成41年10月▼ |
|------------------|--------------------------------|-------------------------------------|--|-----------|
| | 現行制度 | 区分記載請求書等保存方式 (平成31年10月～) | 適格請求書等保存方式 (平成35年10月～) | |
| 税額計算の方法 | 税込価格からの割戻し計算 | 現行通り | <ul style="list-style-type: none"> 適格請求書の税額の積上げ計算 取引総額からの割戻し計算 いずれかの方法によることができる。 ※売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」 | |
| 請求書等の発行義務 | 請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可 | 現行通り | 適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可 | |
| 仕入税額控除の要件 | 請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可 | 現行通り | 適格請求書の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可 | |
| | せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可 | 買い手が追記した区分記載請求書等による仕入税額控除可 | 免税事業者からの仕入税額の特例 80%控除 50%控除 | |
| | 中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可 | | | |
| 中小事業者に対する税額計算の特例 | | 軽減税率対象売上のみなし計算 (4年間) | | |
| | 簡易課税 | 軽減税率対象仕入のみなし計算 (1年間) | 現行通り | 見直し |
| | | 簡易課税の事後選択(1年間) | | |



中小企業・小規模事業者を守る!

消費税転嫁対策のキホン

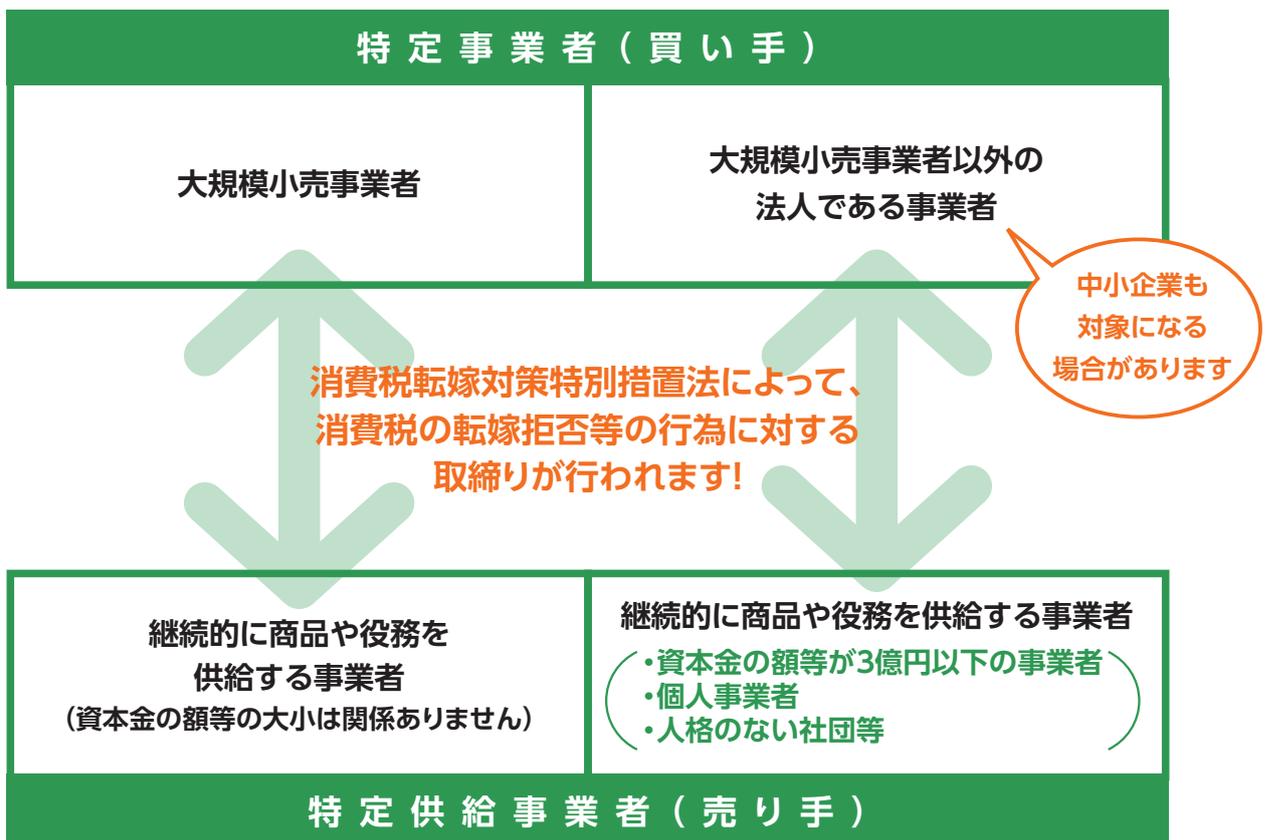
大規模小売事業者等による中小企業・小規模事業者に対する「消費税の転嫁拒否」などは禁止されています!

平成25年10月1日に施行された消費税転嫁対策特別措置法では、取引価格の減額や買ったときといった消費税の転嫁を拒否するような行為、「消費税還元セール」、「消費税は転嫁しません」等、消費税の転嫁を阻害する宣伝・広告などを禁止しています。

消費税転嫁対策特別措置法の目的

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保します。大規模小売事業者等の特定事業者（買い手）による消費税の転嫁拒否等を防止します。

●消費税の転嫁拒否等が禁止されている事業者間の取引



消費税転嫁対策 4つのポイント

Point 1

減額、買ったたき等は禁止されています

NG

特定事業者の消費税の転嫁拒否等を禁止し、公正取引委員会や中小企業庁等による取締りを実施。

- 減額、買ったたき（例：消費税分を支払わない、支払う段階になって消費税分を下げる）
- 商品購入・役務利用または利益提供の要請
（例：消費税の上乗せに応じる代わりに、売り手に対して見返りを要求する）
- 本体価格（税抜価格）での交渉の拒否
（例：売り手に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を提出させる）
- 報復行為（例：売り手が公正取引委員会等に買い手による転嫁拒否等の事実を知らせたことを理由として、売り手に対して取引数量の削減や取引停止をする）

Point 2

「消費税還元セール」といった宣伝や広告は禁止されています

NG

消費税の適正な転嫁に対して消費者の誤認を招く、あるいは他の事業者による円滑な転嫁を阻害するような宣伝・広告等を是正します。

（例：「消費税は当店が負担しています」、「消費税はサービス」）

Point 3

価格表示にあたって本体価格のみの表示が認められています

OK

ただし、原則は総額表示なので、税抜価格であることの明示が必要。

（例：〇〇〇円（税別）、〇〇〇円+税）

Point 4

消費税の転嫁および表示の方法の決定に係る共同行為が認められています

OK

事業者または事業者団体が行う転嫁カルテルおよび表示カルテルについて、平成元年の消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を措置。

消費税価格転嫁等総合相談センター

ご相談は専用ダイヤルまたはメール（HP上の専用フォーム）をご利用ください。

専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】 平日 9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）

※お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

メール（HP上の専用フォーム）（24時間受付）

<http://www.tenkasoudan.go.jp>

軽減税率対策補助金のポイント①

制度の概要

平成28年4月1日から 「中小企業・小規模事業者等消費税 軽減税率対策補助金」の公募が始まりました。

中小企業・小規模事業者等の方が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行う場合にその経費の一部を補助する制度です。

複数税率対応への支援には、2つの申請類型があります。

■2つの申請類型

複数税率対応レジの導入等支援を行うA型、受発注システムの改修等支援を行うB型があります。

A型

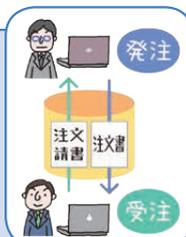


複数税率対応レジの 導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。

B型



受発注システムの 改修等支援

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

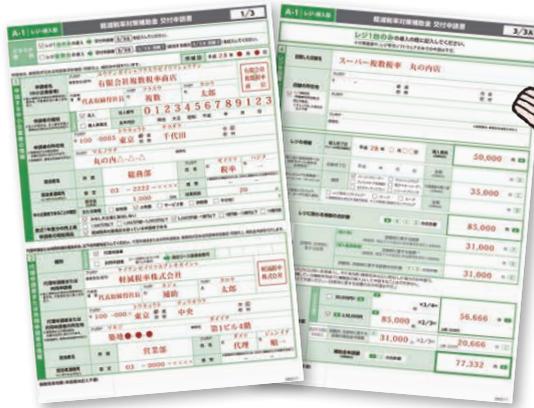
■申請の受付、申請サポート

申請はいつでも受け付けています。

事業者の方にわかりやすいよう申請書の作成サポートも充実しています。

- 基本的には、申請書(数枚)と証拠書類(領収書や請求書、製品の証明書など)で申請できます。申請は随時受付を行っています。

※複数台をまとめて申請するなどの場合は、追加で書類を作成していただく必要があります。



- A型およびB-2型*は事後申請、B-1型*は事前申請になります。

- 申請書の申請サポートも充実しています。

A型は一部販売店等による代理申請等が利用可能です。

B-1型*はシステムベンダー等による代理申請を原則としています。

※B-1型、B-2型についてはP.25を参照

■申請受付期間

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日(平成28年3月29日)から平成30年1月31日までに導入または改修等が完了したものが支援対象となります。

A型およびB-2型 平成30年1月31日までに申請(事後申請)

B-1型 交付決定後平成30年1月31日までに改修・入替を完了し、事業完了報告書を提出
(事前申請。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません)

その他の融資制度のご案内

レジの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。詳細は、お近くの公庫の支店までお問い合わせください。

もっと知りたい!

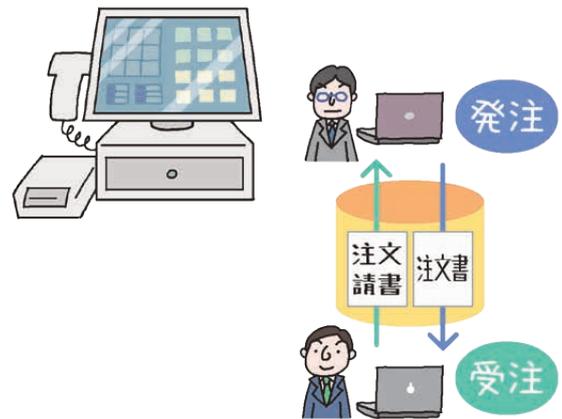
Q&A



Q 補助金の申請期間は、いつからいつまでですか。

A

A型、B-2型については、補助金交付申請受付期間(補助金申請書類の提出を要する期間)は、平成28年4月1日～平成30年1月31日(消印有効)です。レジ等の導入および改修完了後、代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。リース契約については、リースの開始日以降に補助金申請を行ってください。B-1型については、交付決定を受けた後、平成30年1月31日(消印有効)までにシステムの導入を完了し、事業報告完了書を提出した場合が対象です。交付審査には時間がかかりますので、余裕を持って交付申請書をご提出ください。



もっと知りたい!

Q&A



Q わたしは個人事業主で免税事業者ですが、補助金の対象になりますか?

A

中小企業支援法上の中小企業者に該当する事業者であれば、支援の対象になります。個人事業主の場合は従業員の数が業種に応じ次頁に掲げる従業員数以下であれば支援対象となります。また、免税事業者も支援対象です。



参考①

補助金の申請者の要件(A型、B型共通)

中小企業支援法に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、社会福祉法人、消費生活協同組合、商工会・都道府県商工会連合会、商工会議所、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、その他中小企業庁長官が認める者のうち、以下の(1)～(7)を満たす者が本事業の申請者となります。

- (1) 消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要な事業者であること
- (2) 財産処分制限期間*の間、補助対象機器等を継続的に維持運用できる事業者であること
- (3) 導入・改修した補助対象機器等に関する使用状況等について軽減税率対策補助金事務局が行う調査に協力できること
- (4) 日本国内で事業を行う個人または法人であること
- (5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」および「接客業務受託営業」を営む者でないこと
- (6) 補助金等指定停止措置または指名停止措置が講じられていない者であること
- (7) 反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係を持つ意思がないこと

*財産処分制限期間とは、取得単価50万円以上の物品、一契約あたり50万円以上の役務による取引財産等について、取得から耐用年数の間、目的外の使用、他者への譲渡、債務の担保とすることができない期間です(パーソナルコンピュータの耐用年数4年、その他の電子計算機の耐用年数5年、ソフトウェアの耐用年数5年)。ただし、取得財産の単位が50万円未満でも汎用端末(タブレット・スマートフォン等の補助率1/2のもの)の場合、財産処分制限期間は2年とします。

参考②

本事業における中小企業・小規模事業者等の定義(A型、B型共通)

本事業における中小企業・小規模事業者等とは、以下のとおりです。

| 対象業種・類型等 | 下記のいずれかを満たすこと | |
|---|---------------|--------|
| | 資本金額・出資総額 | 従業員数 |
| 1. 中小企業支援法第2条第1項第1号～第2号の3に規定される中小企業者 | | |
| 製造業・建設業・運輸業・その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 2. 中小企業支援法第2条第1項第3号(中小企業支援法施行令第1条)に規定される中小企業者 | | |
| ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く) | 3億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |
| 3. 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体 | | |
| 事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 企業組合 協業組合 商工組合 商工組合連合会 | | |
| 4. 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の2/3以上が上記1及び2の中小企業者(中小企業支援法第2条第1項第5号に規定される中小企業者) | | |
| 5. 特定非営利活動法人 | — | 50人以下 |
| 6. 社会福祉法人 | — | 50人以下 |
| 7. 消費生活協同組合 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| 8. 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所 | | |
| 9. 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 | | |
| 10. その他中小企業庁長官が認める者 | | |

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業者(「みなし大企業」という)は補助対象外となります。

- (1) 発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業※が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業※が所有している中小企業者
- (3) 大企業※の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

※次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ① 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ② 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

個人事業主も支援対象です

中小企業支援法上の中小企業に該当する個人事業主も補助金制度の対象となります。

軽減税率対策補助金のポイント②

レジの導入等支援

複数税率対応レジの導入等に対して補助が受けられます。

飲食料品の小売などを営む事業者の方で、日々の売上げをレジで記録・管理している場合、軽減税率制度の実施後もレジに同様の機能を持たせるためには、複数税率対応レジへの買替えや改修が必要となることがあります。

原則として補助率は費用の2/3ですが、レジ1台のみと付属機器等を導入した場合で、その合計額が3万円未満の場合は補助率3/4、タブレット等の汎用端末は補助率1/2です。

■補助対象のレジ、申請区分

現在使用しているレジの種類を確認しましょう。A型は、レジの種類や複数税率への対応方法（導入／改修）により合計4種類の申請区分に分かれます。

●レジの種類と特徴

メカレジ



POS機能のないレジで、ガチャレジ等ともいいます。シンプルで手動による操作を行うものやインターネットに接続して売上集計管理を行うもの等、様々な種類があります。キャッシュドロアやレシート印刷が出来る機能がついているものが一般的です。

モバイルPOSレジ



レジ機能サービスをタブレット等の汎用端末と付属機器を組み合わせることでPOSレジとしたものです。レジを置くスペースを取らないことも大きなメリットで、周辺機器との通信機能を有するので、持ち運びも可能でお客様のテーブルで注文を請けたり、会計したりできます。

POSレジ



バーコードから販売時点で商品情報を読み取り、記録されたデータを分析して売れ筋を把握するなどのPOS機能を持つレジです。性別や年齢等顧客の様々な情報を組み合わせてより詳細な分析をしたり、在庫状況や商品発注などを一元的に管理したりすることが出来ます。

●申請区分

A-1型 レジ・導入型 複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

A-2型 レジ・改修型 複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

A-3型 モバイルPOSレジシステム 複数税率に対応した継続的なレジ機能サービスを汎用端末（タブレット、PC、スマートフォン）とレシートプリンタを含む付属機器を組み合わせ、レジとして利用する場合の導入費用を補助対象とします。

A-4型 POSレジシステム POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入も補助対象となります。

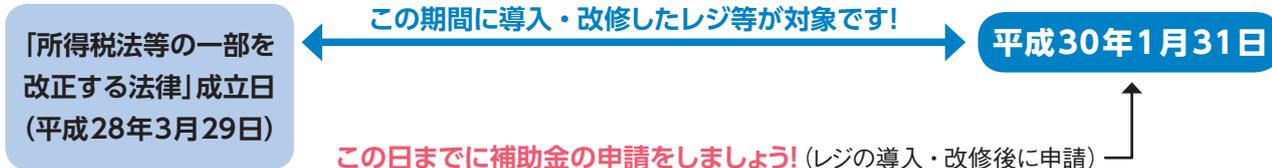
■レジ導入支援等の概要

一部の販売店等では補助金申請書の申請サポートも行っています。

●補助金制度の概要

| | |
|----------|--|
| 概要 | 複数税率に対応するレジの新規導入（入替）や、複数税率対応のための既存レジの改修を支援します。 (レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます) |
| 補助率 | 導入・改修費用：原則2/3 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ導入する場合：3/4 タブレット等の汎用機器：1/2 |
| 補助額上限 | レジ1台あたり20万円。さらに、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算。複数台を導入する場合等は、1事業者あたり200万円を上限。 |
| 補助対象 | ●レジ本体 ●レジ付属機器（レシートプリンタ・キャッシュドローア・バーコードリーダー・クレジットカード決済端末・カスタマーディスプレイ等） ●機器設置に要する経費（運搬費を含む） ●商品マスタの設定費用 ※具体的な対象機種等は、補助金事務局ホームページで公表しています。また、リースの場合も対象です。 |
| 申請手続き | 基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、ホームページで公表する一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。 |
| 申請のタイミング | 機器を導入または改修して全ての支払いが完了した後、速やかに申請(申請は随時受付を行っています) |

●補助金申請の対象期間



参考③

タブレット・PC・スマートフォンを活用したレジシステム

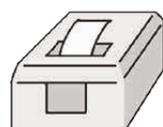
タブレット、PC、スマートフォンと付属機器を組み合わせ、複数税率対応のレジとして利用

●レジの種類と特徴



タブレット、PC、スマートフォン

補助率 1/2



レシート
プリンタ

※レシートプリンタの導入は必須です。



クレジットカード決済端末
電子マネーリーダー



キャッシュ
ドローア



バーコード
リーダー等

補助率 2/3

＜軽減税率対策補助金事務局＞ TEL : 0570-081-222 URL : kzt-hojo.jp

お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。

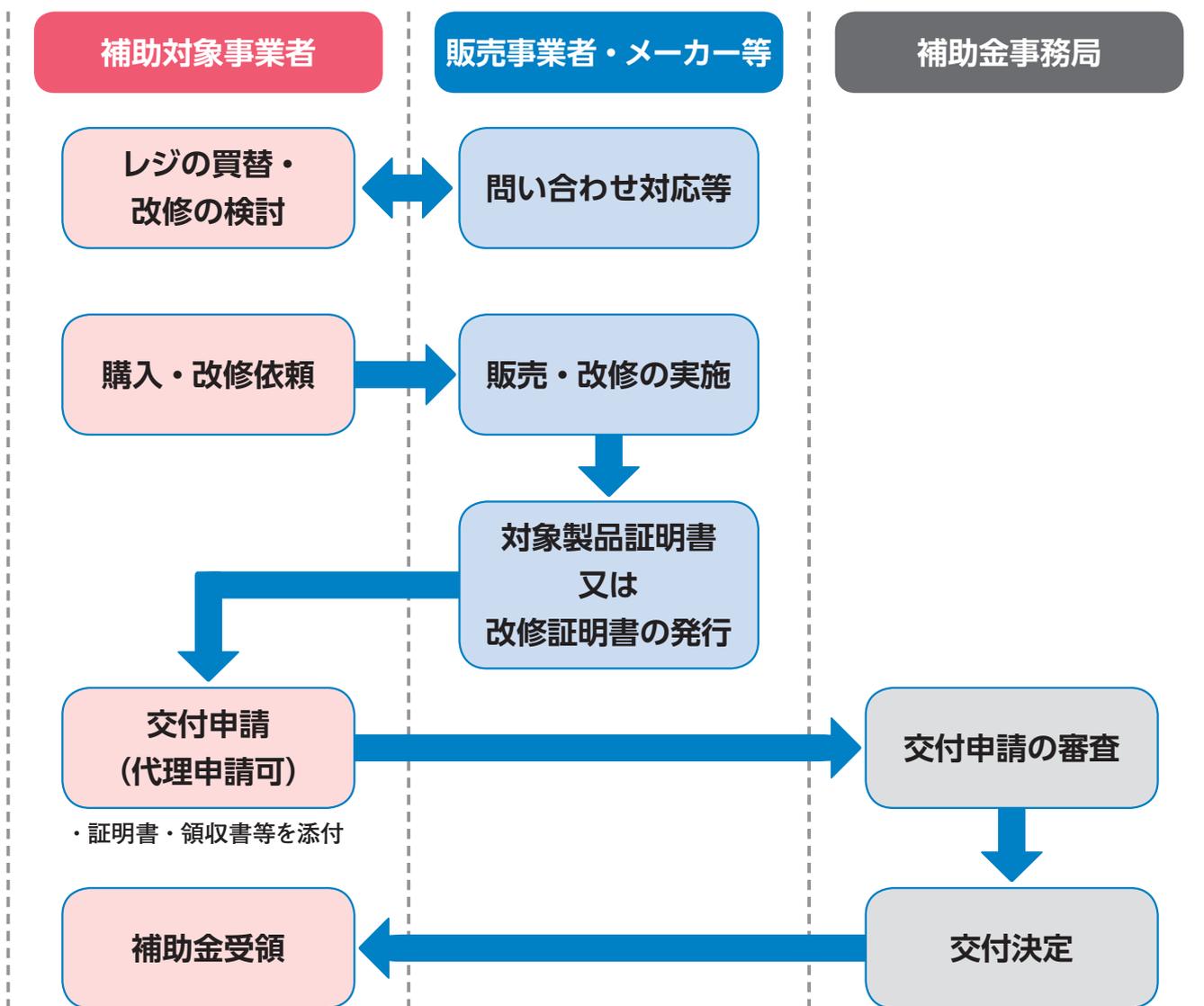
軽減税率対策補助金の

ポイント③ レジ導入等に係る申請の流れ

レジ導入等に係る補助金申請は、レジの購入等の後に行います。メーカーや販売店、ベンダーなどの代理申請も可能です。

■補助金を活用したレジ導入・レジ改修の流れ

補助金交付申請受付期間は、平成28年4月1日～平成30年1月31日（消印有効）です。レジの導入又は改修完了後、代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。リース契約を利用する場合は、リースの開始日以降に補助金申請を行ってください。



軽減税率対策補助金の ポイント④

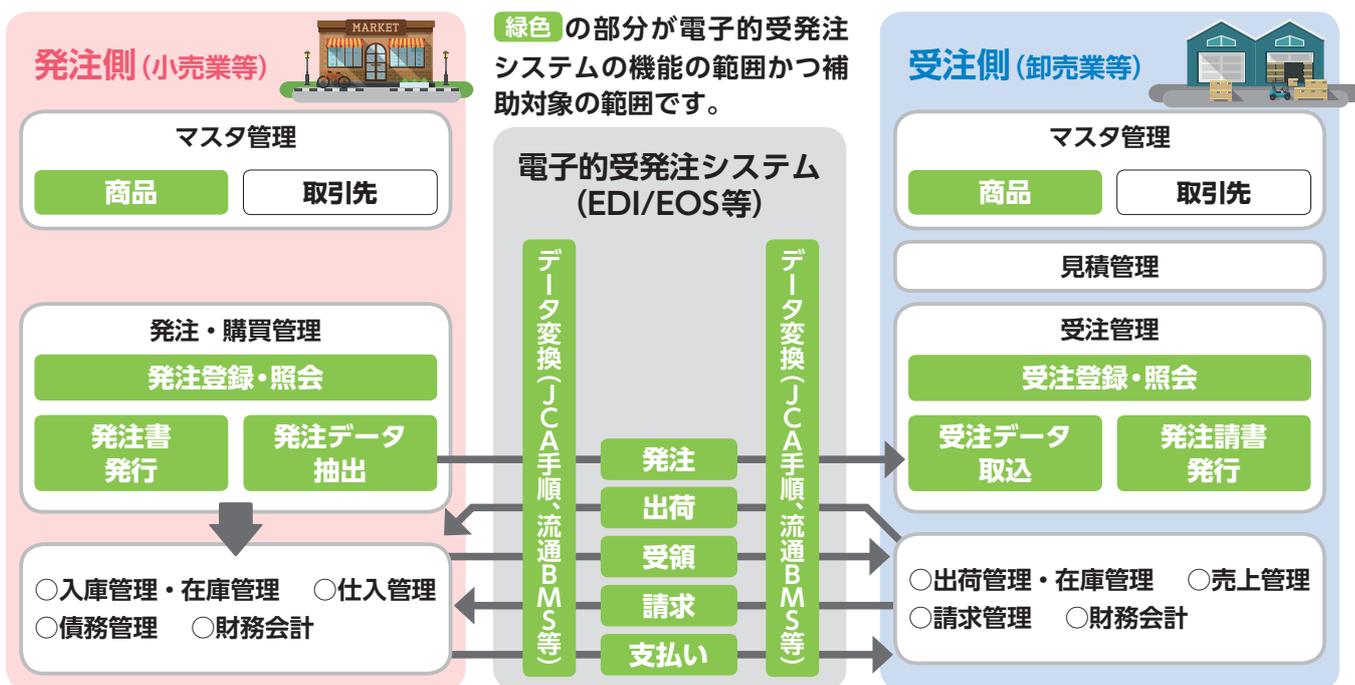
受発注システムの改修等支援

電子的受発注システムの複数税率対応の 改修等について補助が受けられます。

補助上限額は、発注システム側・受注システム側の改修・入替ごとに異なります。

原則として既に電子的受発注システムを利用している事業者が対象です。

■補助対象となる電子的受発注システムのイメージ



※メールを介してデータを送付するだけの方式やFAXやメール等でイメージ化されたファイルのみを送受信している場合は電子的受発注システムを利用していることにはなりません。

■申請区分

指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身でパッケージ製品・サービスを購入・導入するかで2種類の申請区分に分かれます。

B-1型

受発注システム・指定事業者改修型 システムベンダー等に発注して、受発注システムの改修・入替をする場合の費用を補助対象とします。

B-2型

受発注システム・自己導入型 中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入・導入して受発注システムの改修・入替をする場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入も補助対象となります。

■ 電子的受発注システムの改修等支援の概要

補助率は、改修・入替に係る費用の2/3です。補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じることとなります。

● 補助金制度の概要

| | |
|----------|---|
| 概要 | 電子的受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となるシステムの改修・入替を支援します。 |
| 補助率 | 2/3 |
| 補助上限額 | (小売事業者等の) 発注システムの場合：1000万円 (卸売事業者等の) 受注システムの場合：150万円 発注システム・受注システム両方の場合：1000万円 |
| 補助対象 | <ul style="list-style-type: none"> ● 電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修 ● 現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替 ● 電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替 <p>※受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、支援対象となります。</p> <p>※リースの場合も対象です。</p> |
| 申請支援等 | 専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、「代理申請」を行います。 |
| 申請のタイミング | <u>交付申請は、システム改修・入替前（随時受付を行っています）</u> ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合（B-2型）は導入後に申請 |

ここに
注意！

交付決定前に、契約または作業着手をした場合は補助対象になりませんのでご注意ください！

補助金の申請は、

- ① システム改修等に着手する前の「交付申請」
 - ② 改修等が完了した後の「事業完了報告」
- の2段階に分かれています

受発注の商品管理や会計システムなどが一体となったパッケージソフトやサービスを自ら導入される場合は自身で申請することになりますので、補助金事務局のホームページで手続きを確認の上申請してください。



● 補助金申請の対象期間

「所得税法等の一部を改正する法律」成立日
(平成28年3月29日)



平成30年1月31日

交付決定後この期間にシステム改修・入替を完了し、事業完了報告が必要です。ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合は導入後に申請

<軽減税率対策補助金事務局> TEL : 0570-081-222 URL : kzt-hojo.jp

お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。

軽減税率対策補助金の

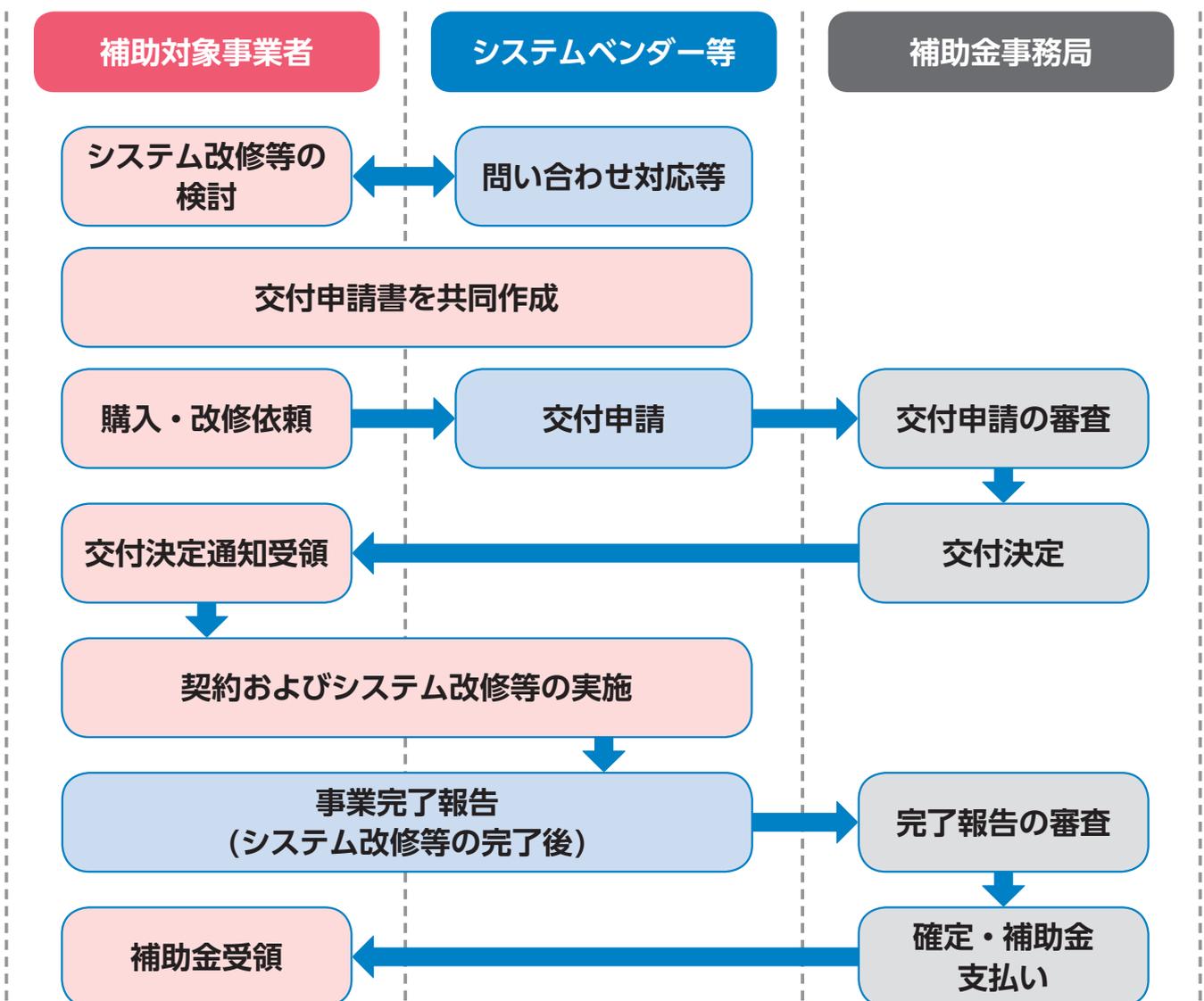
ポイント⑤ 受発注システム改修等申請の流れ

専門知識を必要とするため、指定事業者による代理申請制度を導入します。事業者に代わってシステムベンダー等が申請します。

■補助金を活用した受発注システム改修・入替の流れ

受発注システムの改修・入替にかかる補助金申請は、改修・入替に着手する前の「交付申請」、改修・入替が完了した後の「事業完了報告」が必要です。

ただし、パッケージ製品等を事業者自ら購入する場合は、導入後に事業者自身で申請します。



軽減税率対策補助金事務局

／その他の支援策

■軽減税率対策補助金事務局ホームページのご案内

補助金申請に係る手続き等については、必ず「軽減税率対策補助金事務局」のホームページをご確認ください。



- 補助金の申請に必要な交付申請書がダウンロードできます。
- 申請に必要な書類をわかりやすく説明している申請書ダウンロード早わかりコンテンツ
- 申請タイプごとに以下のリストを公表しています。
 - ・ A-1、A-3、A-4型の型番リスト
 - ・ B-1型の指定事業者登録リスト
 - ・ B-2型のパッケージ製品・サービスリスト
- 代理申請協力店リスト
- 補助金申請に係るよくあるご質問を掲載しています。

軽減税率対策補助金事務局
ホームページアドレス

<http://kzt-hojo.jp/>

※ 内容は随時更新されます。

軽減税率対策補助金事務局
コールセンター

お問い合わせ **申請者専用回線**

0570-081-222

(通話料がかかります)

IP電話等からのお問い合わせ先

03-6627-1317

(通話料がかかります)

受付時間

9:00～17:00 (土・日・祝日除く)

■ 軽減税率制度の実施で活用したい主な制度

中小事業者が知っておきたい様々な税制措置や融資制度があります。軽減税率制度の実施に合わせて活用を検討しましょう。

| 制度の名称 | 対象者 | 制度の内容 |
|---------------------|--|---|
| 少額減価償却資産の損金算入の特例 | 青色申告書を提出する 中小企業者等 (従業員1,000人超を除く) | 30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その全額を経費として算入することができます。(合計300万円まで) |
| 商業・サービス業・農林水産業活性化税制 | アドバイス機関から指導・助言等を受けた、 青色申告書を提出する 中小企業者等 | 経営改善設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できます。 ※経営改善設備とは、商工会議所等からの経営改善に関する指導及び助言に基づき取得する、一定の器具備品（パソコン、レジ等）・建物附属設備を指します。 |
| 中小企業投資促進税制 | 青色申告書を提出する 中小企業者等 | 一定のソフトウェア等を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できます。 |
| 中小企業経営強化税制 | 中小企業等 経営強化法の認定を受けた、 青色申告書を提出する 中小企業者等 | 経営力向上設備を取得した場合、即時償却又は10%の税額控除が適用できます。 ※本税制の対象となる経営力向上設備とは、中小企業等経営強化法により認定を受けた経営力向上計画に記載された、一定の器具備品（パソコン、レジ等）・ソフトウェア等を指します。 |
| 固定資産税の特例 | 中小企業等 経営強化法の認定を受けた、 中小企業者等 | 経営力向上設備を取得した場合、当該設備に係る固定資産税の課税標準を3年間、2分の1に軽減します。 ※本税制の対象となる経営力向上設備とは、中小企業等経営強化法により認定を受けた経営力向上計画に記載された、一定の器具備品（パソコン、レジ等）等を指します。 |

※ 税制措置の詳細については、中小企業庁ホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>



軽減税率対策補助金 ワンポイントレッスン

軽減税率対策補助金事務局ホームページより
抜粋しています。

みなさんの疑問に
お答えします!



よくあるご質問

Q 購入ではなくリースの場合は、補助対象となりますか。



リース（ファイナンスリースに限る）によるレジの導入や受発注システムの改修・入替も補助対象となります。

リースの場合は、「指定リース事業者」として指定されているリース事業者との共同申請が必須となります。

指定リース事業者一覧は、本制度の事務局ホームページでご確認ください。

また、リース契約日及びリース開始日が補助対象期間内（平成28年3月29日から平成30年1月31日まで）であることが必要です。

なおリースの場合、補助金は指定リース事業者に振り込まれ、補助金交付相当額についてリース料総額が減額にされるなどにより現金負担が軽減されます。

Q 指定リース事業者を紹介していただくことはできますか。



本制度では、リース事業者を指定登録していますが、指定リース事業者の紹介や斡旋は行っておりません。

本制度の事務局ホームページに掲載している指定リース事業者一覧をご覧いただき、お近くのリース事業者にご相談いただくか、お取引先からリース事業者へご相談ください。

また、リース契約の内容や補助金を事業者の

方へ還元する方法はリース事業者毎に異なり、リース契約締結の判断についても各社の基準等にゆだねられております。

このため、指定リース事業者であっても、必ずしもリース契約が利用できるわけではありませんのでご注意ください。

なお、指定リース事業者一覧は随時登録、更新されています。

Q 農家は申請できますか。



制度要件を満たすのであれば農家の方も個人事業者として申請できます。

また、農業法人や農事組合法人であっても、

制度要件を満たすのであれば同様に申請可能です。

Q レジ導入および既存レジの改修は、いつからいつまでに実施されたものが対象となりますか。



A



「所得税等の一部を改正する法律」の成立日（平成28年3月29日）から平成30年1月31日までの間に導入が完了しているものが補助対象となります。

※ 導入完了日（設置日）が対象期間内であっ

ても、レジの購入日が平成28年3月28日以前である場合は補助対象期間外です。

※ リース契約を利用する場合は、リース契約日及びリース開始日が上記期間内であることが必要です。

Q 新規開業による導入は対象となりますか。



A



開業後、操業していることが確認できれば、補助対象となります。具体的には、申請時に、軽減税率対象商品（飲食料品等）が記載され

た仕入納品書、又は仕入請求書を添付いただくこととなります。

Q 現時点では複数税率が適用される商品は扱っていませんが、今後取り扱う予定がある場合、補助対象者となりますか。



A



これまで軽減税率対象商品（飲食料品等）を取り扱ってなくても、これから対象商品を取り扱う事実があり、複数税率対応レジを新たに導入する必要がある場合は、軽減税率対象商品の取り扱いが開始された時から本補助金制度の補助対象となります。

なお、申請時に、軽減税率対象商品（飲食料品等）が記載された仕入納品書、又は仕入請求書を添付いただくこととなります。

予定や将来の計画のみで、取扱いの事実確認が出来ない場合は補助対象となりません。

Q A型では申請後、どのくらいの期間で補助金が振り込まれますか。



A



不備等がなければ、申請から補助金交付まで、およそ2～2.5ヵ月の予定です。

Q 中古のレジは補助金の対象になりますか。



A



一定の条件（※）を満たすレジ（A-1型）及びPOSレジシステム（A-4型（導入型））の導入については補助金の対象となります。

（※）改修を行うことにより複数税率対応になる機器として事務局に登録されている製品

で、未だ改修が行われていない製品に対して、登録中古販売事業者からの改修依頼に基づき製造メーカー等が改修を終えた後に、対象製品証明書が発行されたものに限りです。

申請のポイント

補助対象期間及び補助金交付申請受付期間について

補助対象期間

平成28年3月29日～平成30年1月31日

※導入完了日（設置日）が対象期間内であっても、レジの購入日が平成28年3月28日以前である場合は補助対象外となります。

※リース契約を利用する場合は、リース契約日及びリース開始日が対象期間内であることが必要です。

※受発注システム（B-1型）については専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。

交付決定前に、契約または作業着手をした場合は補助対象になりませんのでご注意ください。

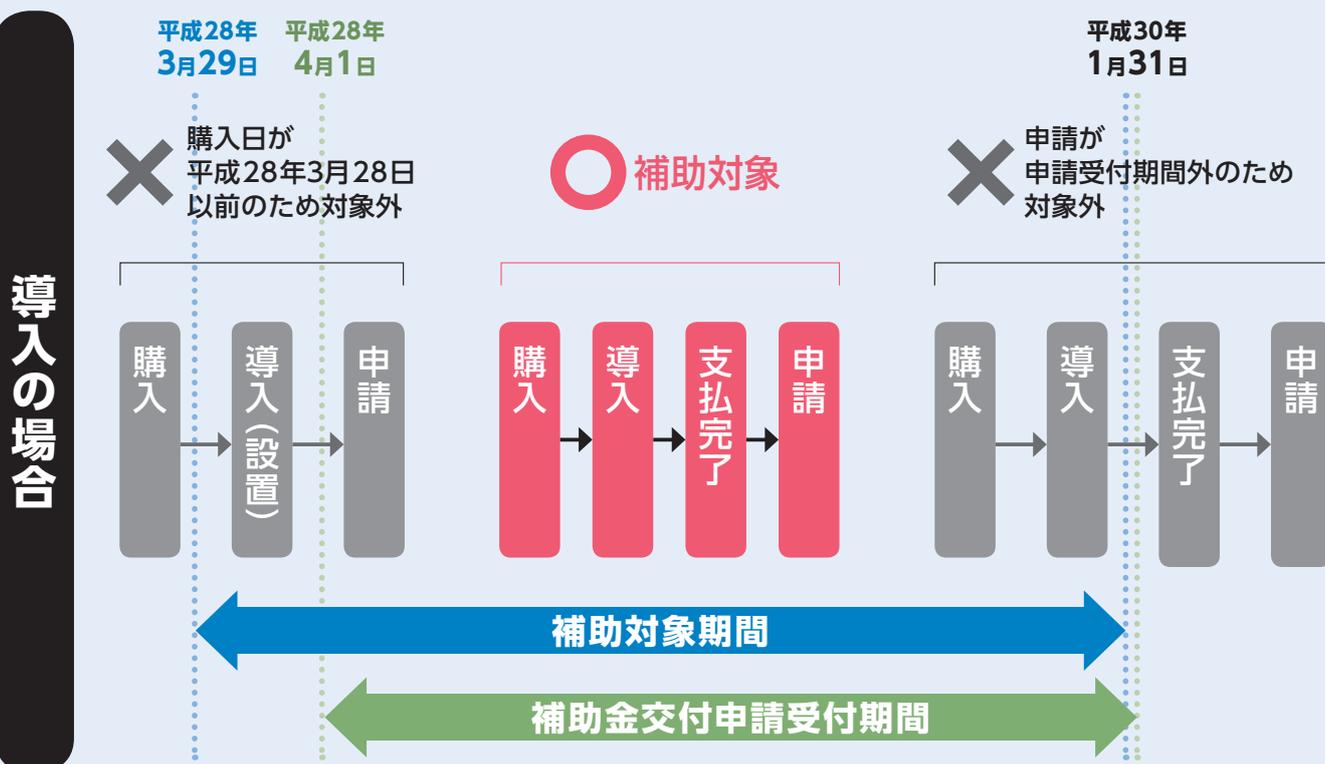
ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合（B-2型）は導入後に事業者自身で申請を行ってください。

補助金交付申請受付期間

平成28年4月1日～平成30年1月31日（消印有効）

※導入及び改修完了後、これに係る代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。

※リース契約を利用する場合は、リースの開始日以降に補助金申請を行ってください。



申請書の記入でよくある間違い

A型 交付申請書の記入漏れ等の不備

1 「法人番号」の記入ミス

法人番号は、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)により12桁の基礎番号及びその前に付された1桁の検査用数字(チェックデジット)の数字のみで構成される13桁の番号になります。

※法人登記記録の一部である「会社法人等番号」(12桁)ではありませんので、ご注意ください。

(参考) 法人番号検索

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

2 「資本金」に記入がない

資本金(出資金)をご記入ください。

※法人の場合は記入必須。

※個人事業主の場合は記入不要。

3 「従業員数」に記入がない

従業員数をご記入ください。

※個人事業主の場合も記入必須。

※常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれません。

4 「主たる業種」が複数チェックされている

複数業種がある場合は、直近1年度分の売上高が一番高い業種1つのみにチェックしてください。

5 「みなし大企業に該当しない」にチェックがない

右記のいずれかに該当する中小企業者(みなし大企業)は申請できません。

「みなし大企業」でないことを確認の上、ご申請ください。

【交付申請書 1/3ページ目 (A-1型レジ・導入型) 例】

| A-1 レジ・導入型 | | 軽減税率対策補助金 交付申請書 | | 1/3 | |
|---|---------------|---|--------------|---------------------------|----------|
| どちらか選 <input checked="" type="checkbox"/> レジ1台のみの導入 → 交付申請書 3/3頁 を記入してください。 <input type="checkbox"/> レジ複数台の導入 → 交付申請書 3/3頁、3/3頁-別紙1 (該当する場合 3/3頁-別紙2) を記入してください。 | | | | | |
| 申請者は、事務局が定める同意事項を確認・同意の上、補助金申請を行います。 作成日 平成 29 年 〇 月 〇 日 | | | | | |
| 1 申請する中小企業者 | 申請者名 (中小企業者等) | フリガナ ユウゲンガイシャブクスウゼイリツショウテン | 事業者名(番号) | フリガナ フクスウ | フリガナ タロウ |
| | 代表者 氏名 | 代表取締役社長 氏 複数 | | 名 | 太郎 |
| | 申請者の種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 法人 | 法人番号 | 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 | |
| | | <input type="checkbox"/> 個人事業主 | 生年月日 | 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 | |
| | | | フリガナ | トウキョウト イコダク | |
| | 担当者連絡先 | 固定電話 | 03-2222-XXXX | 携帯番号 | |
| | 2 資本金 (出資金) | 1,000 | 万円 | 3 従業員数 | 20 人 |
| | 4 主たる業種 | <input type="checkbox"/> 卸売業 <input checked="" type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 旅館業 <input type="checkbox"/> その他() | | | |
| | 5 申請者の取扱 | <input checked="" type="checkbox"/> みなし大企業に該当しない <input type="checkbox"/> 1,000万円以下 <input type="checkbox"/> 1,000万円超~5,000万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 5,000万円超~1億円以下 <input type="checkbox"/> 1億円超~10億円以下 <input type="checkbox"/> 10億円超 | | | |
| | 6 申請者の取扱 | <input checked="" type="checkbox"/> 軽減税率対象商品を扱っている申請者である | | | |
| 2 代理申請 | 種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 代理申請者 <input type="checkbox"/> 共同申請者 (リース契約によりレジを導入した場合) → 指定リース事業者番号 | | | |
| | フリガナ | ケイゲンゼイリツカブシキガイシャ | | | |

みなし大企業とは

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

6 「軽減税率対象商品を扱っている申請者である」にチェックがない

軽減税率対象商品を扱っている場合はチェックしてください。

※対象品目の詳細は軽減税率対策補助金事務局ホームページに記載している「申請の手引き」をご確認ください。

事業者のみなさんからのよくある質問は軽減税率対策事務局のホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。



付録

軽減税率対策補助金 申請に必要な書類の ご紹介

- レジ・導入型(A-1型) →35ページ
- レジ・改修型(A-2型) →39ページ
- モバイルPOSレジシステム(A-3型) →43ページ
- POSレジシステム(A-4導入型、A-4改修型)
→48ページ
- (参考)証ひょう類の記載事項について
→54ページ
- 受発注システム・指定事業者改修型(B-1型)
→56ページ
- 受発注システム・自己導入型(B-2型) →60ページ
- リース申請について →64ページ

書類の見本について

指定 ……指定の書式のある書類です。

原本 ……原本を提出する書類です。

コピー ……コピーを提出する書類です。

任意様式 ……様式に指定のない書類です。

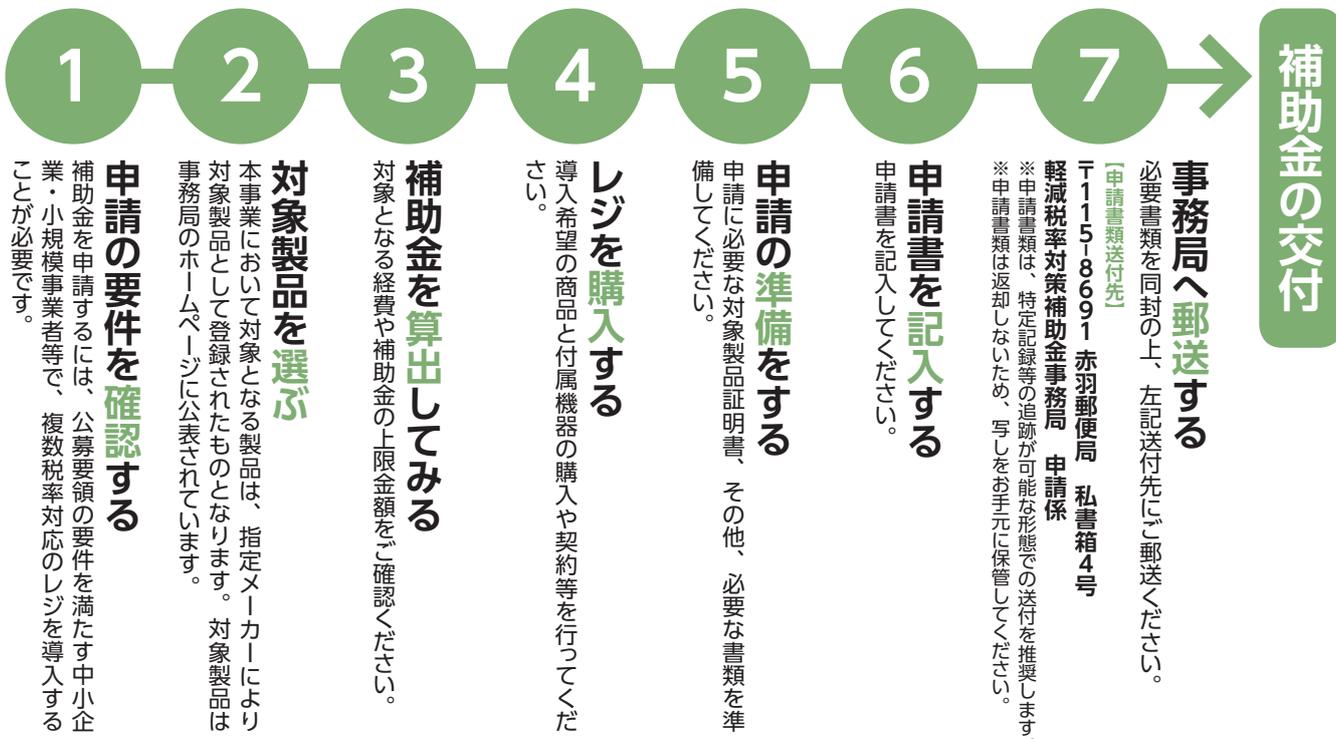
必要書類や書類の書き方等は、2016年11月28日現在の情報です。最新情報は軽減税率対策補助金のホームページ(<http://kzt-hojo.jp>)をご確認ください。

A-1型の申請について

レジ・導入型

A-1型

申請の流れ



申請に必要な書類一覧

| No. | 書式 | 原本/コピー | 書類名称 | 入手先 |
|--|----|--------|-----------------------------|---|
| 《必ず提出が必要な書類》 | | | | |
| 1 | 指定 | 原本 | 軽減税率対策補助金【A-1】レジ・導入型 交付申請書 | ホームページよりダウンロード |
| 2 | 指定 | 原本 | 対象製品証明書(レジ・導入型) | 指定メーカー |
| 3 | 自由 | コピー | レジ購入時の領収書等の費用明細* *2 | 指定メーカー・販売店等 |
| 4 | 自由 | コピー | 飲食料品等を記載した仕入請求書(または仕入納品書) | 仕入先 |
| 5 | 自由 | コピー | 振込口座が確認できる通帳等* | 振込先となる申請者の通帳等を用意する。 ※口座名義は申請者と同一者であること。 |
| 《申請者が個人事業主の場合(法人の場合は不要)》 | | | | |
| 6 | 自由 | コピー | 個人事業主の本人確認書類 | |
| 《6台以上のレジを導入する場合》 | | | | |
| 7 | 自由 | - | 機器設置写真 | 申請台数が6台以上の場合、申請者が撮影した写真をプリントまたは出力し、写真貼付用のフォーマットを出力して貼付する。 ※設置した台数分提出 |
| 《付属機器に係る費用を申請する場合》 | | | | |
| 8 | 自由 | コピー | 付属機器購入時の領収書等の費用明細* *2 | 指定メーカー・販売店等 |
| 《設置に要する経費(運搬費、商品マスタ設定に係る費用も含む)を申請する場合》 | | | | |
| 9 | 自由 | コピー | 設置に要する経費が確認できる領収書等の費用明細* *2 | 指定メーカー・販売店等 |
| 《リース契約の場合》 | | | | |
| 10 | 指定 | 原本 | 【共通別紙】リース料金の算定根拠明細書 | ホームページよりダウンロード |
| 11 | 自由 | コピー | リース契約書 | リース事業者との契約書の写し(コピー)をとる。 |
| 12 | 自由 | コピー | リース対象機器の見積書 | レジ販売事業者と申請者が交わした見積書の写し(コピー)をとる。 |

*リースの場合は不要です。 *2 申請に伴う全ての費用明細が記載されたレシート(領収書)をご用意ください。レシート(領収書)が1枚にまとまって記載されていない場合は、それぞれの項目ごとにコピーをとり各該当箇所にマーカーを引いてください。

必ず提出が必要な書類

1 A-1型レジ・導入型交付申請書

(1台のみ申請する場合)(1/3) 指定 原本

A-1 レジ・導入型
軽減税率対策補助金 交付申請書
1/3

どちらか選 択

レジ1台のみの導入 → 交付申請書 3/3A を記入してください。

レジ複数台の導入 → 交付申請書 3/3B、3/3B-別紙1 (該当する場合 3/3B-別紙2) を記入してください。

申請者は、事務局が定める同意事項を確認・同意の上、補助金申請を行います。 作成日 平成 28 年 ● 月 ● 日

1 申請する中小企業者の情報

申請者名 (中小企業者等)
※個人事業主の場合は事業名称に業種を、代表者氏名に個人名を記入

申請者の種別
※法人の場合は、法人番号を個人事業主の場合のみ必ず記入

申請者の所在地
※事業種別からの郵便物は、本項の住所に送付されます。
※部屋番号、階番号を省略せず記入

フリガナ ユウゲンガイシャフクスウセイリツショウテン
事業者名(原簿) **有限会社複数税率商店**

フリガナ フクスウ 代表取締役社長 氏 複数
フリガナ タロウ 氏 太郎
フリガナ タロウ 氏 太郎

フリガナ 0123456789123
法人番号

フリガナ トウキョウト チヨダク
〒100-0005 東京 千代田
フリガナ マルノウチ
丸の内△-△-△

| 担当者名 | 所属 | フリガナ氏名 | フリガナ氏名 |
|------|-----|---------|--------|
| | 総務部 | セイリツ 税率 | ハジメ 一 |

担当者連絡先
固定 03 - 2222 - XXXX 携帯

中小企業者であることの確認
主たる業種 卸売業 小売業 サービス業 旅館業 その他()

直近1年度分の売上高
1,000万円以下 1,000万円超~5,000万円以下 5,000万円超~1億円以下 1億円超~10億円以下 10億円超

申請者の取扱商品 軽減税率対象商品を扱っている申請者である

代理申請または共同申請の場合のみ、以下の内容を記入してください。代理申請者または共同申請者は、事務局が定める同意事項を確認・同意の上、補助金申請を代行します。

2 代理申請者または共同申請者の情報

種別 代理申請者 共同申請者 (リース契約によりレジを導入した場合) → 指定リース事業者番号

フリガナ ケイゲンゼイリツカブシキガイシャ
事業者名(原簿) **軽減税率株式会社**

フリガナ ホジョ 代表取締役社長 氏 補助
フリガナ タロウ 氏 太郎

フリガナ トウキョウト チュウオウク
〒100-000X 東京 中央
フリガナ ツキジ 築地 ●-●-●
ダイイチ 第1ビル4階

| 担当者名 | 所属 | フリガナ氏名 | フリガナ氏名 |
|------|-----|--------|----------|
| | 営業部 | ダイリ 代理 | ジュンイチ 順一 |

担当者連絡先
固定 03 - 0000 - XXXX 携帯

事務局使用欄 (申請者は記入不要)

交付申請書 (2/3)

A-1 レジ・導入型 軽減税率対策補助金 交付申請書 2/3

0003 税率銀行

011 露ヶ岡支店

10123456

ユウゲンガイシャ フクスウセ

A-1 レジ・導入型 軽減税率対策補助金 交付申請書 3/3A

レジ1台のみの導入の場合に記入してください。

| レジの種別 | 導入台数 | 導入日 | 導入場所 | 導入金額 |
|---------------|------|-----|------|--------|
| スーパー複数税率 丸の内店 | 1 | | | 50,000 |
| レジに関する補助金 | | | | 35,000 |
| 軽減税率対策補助金 | | | | 85,000 |
| 軽減税率対策補助金 | | | | 31,000 |
| 軽減税率対策補助金 | | | | 31,000 |

交付申請書 (3/3 A)

記入が必要な申請書類

レジの導入の有無

レジの導入の台数・店舗数

導入した

1台のみ

交付申請書= 1/3、2/3、3/3A、共通別紙 (リースの場合)

複数台

交付申請書= 1/3、2/3、3/3B、3/3B-別紙1、共通別紙 (リースの場合)

複数店舗

交付申請書= 1/3、2/3、3/3B、3/3B-別紙1、3/3B-別紙2、共通別紙 (リースの場合)

2 対象製品証明書 (レジ・導入型) 指定 原本

軽減税率対策補助金

対象製品証明書 (レジ・導入型)

《指定メーカー名》

株式会社 ○×商事

| | |
|----------|-----------|
| 1.製品名 | ○×レジスター |
| 2.対象製品型番 | REGI-REGI |
| 3.シリアル番号 | RE0123456 |

(免責事項等)

- 本対象製品証明書は、複数税率対応レジであることを証する書類です。
- 本対象製品証明書は、軽減税率対策補助金の申請にのみ必要となる書類です。
- 軽減税率対策補助金の申請期間内のみ有効です。

■申請者記入欄

〈複数台のレジをまとめて申請する場合〉
 複数ある対象製品証明書に1から順に付番して下さい。
 (申請書を記入する際に必要になります。)

対象製品証明書 枚目

5 振込口座が確認できる通帳等 コピー

総合口座

おなまえ
カブシキガイシャケイゲン サマ

| | | | | | |
|-------------------|------|----|--------|----------|---------|
| 通帳履歴 は次のとおりです。 | 科目 | 金額 | 変更後の金額 | 店名 | 口座番号 |
| | 普通預金 | 円 | 円 | 000 普通預金 | 1234567 |
| | 定期預金 | 円 | 円 | 定期預金 | |

株式会社 令治銀行 印
 【銀行コード：43211】
 口座名 露ヶ岡支店
 TEL 03-0000-0000

3 レジ購入時の領収書等費用明細 コピー

中小売株式会社 御中 発行日 平成28年3月4日

領収書

| 商品名 | 型番 | 単価 | 数量 | 金額(税込) |
|-----------|------------|---------|----|----------|
| レジ本体 | RJ-001-W | ¥54,000 | 1 | ¥58,320 |
| レシートプリンタ | RJ-PRN-001 | ¥12,000 | 1 | ¥12,960 |
| バーコードリーダー | RJ-BCR-001 | ¥8,000 | 1 | ¥8,640 |
| キャッシュドロー | RJ-CDR-001 | ¥15,000 | 1 | ¥16,200 |
| 設置導入費 | | ¥10,000 | 1 | ¥10,800 |
| 合計 | | | | ¥106,920 |

平成28年3月4日 受領いたしました。

株式会社レジ販売 印 印紙

4 飲食料品等を記載した仕入請求書 コピー

請 求 書

2016年4月16日 発行

〒104-0042
東京都中央区入船1-3-109
カフェ&ランチボックスREGI 御中

〒000-0000
東京都中央区築地0-00-000
株式会社 露ヶ岡
TEL:03-0000-0000
FAX:03-0000-0000

お客様コード 00285 露ヶ岡銀行 令治銀行本店 (株) 1234567

金額ありでございます。
下記内容を確認の上お申し込みください。

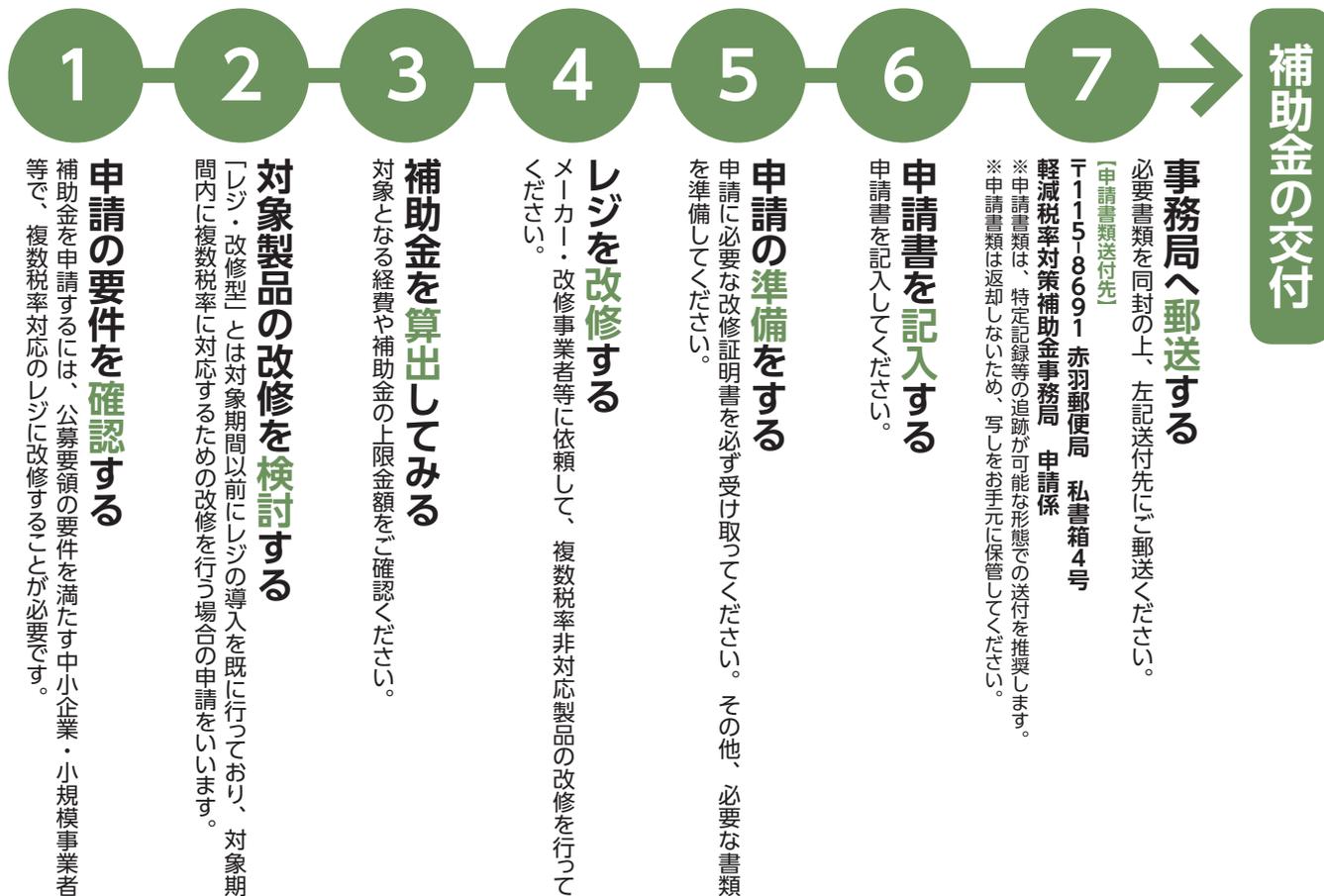
| 前払金 | 入金 | 入金 | 入金 | 入金 | 入金 | 入金 |
|----------|-------------------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 24,569 | 0 | 24,569 | 34,550 | 2,764 | | 37,314 |
| 発注日 | 品名 | 数量 | 単価 | 金額 | 金額 | 金額 |
| 2016.4.1 | お弁当用 パッケージ (ハコ・白) | 50 | 10 | 1,250 | 12,500 | |
| | 業務用カレールー(次) | 1 | 3 | 4,500 | 13,500 | |
| 2016.4.2 | 業務用ミルクポーション | 100 | 1 | 500 | 500 | |
| | 構フレーク | 100 | 2 | 1,200 | 2,580 | |
| | 牛乳 | 1 | 10 | 198 | 1,980 | |
| 2016.4.9 | お弁当用 テサグフクロ | 100 | 5 | 698 | 3,490 | |

A-2型の申請について

レジ・改修型

A-2型

申請の流れ



申請に必要な書類一覧

| No. | 書式 | 原本/コピー | 書類名称 | 入手先 |
|--------------------------|----|--------|---|--|
| 《必ず提出が必要な書類》 | | | | |
| 1 | 指定 | 原本 | 軽減税率対策補助金 [A-2] レジ・改修型 交付申請書 | ホームページよりダウンロード |
| 2 | 指定 | 原本 | 改修証明書 | 改修したメーカー・改修事業者 |
| 3 | 自由 | コピー | レジ改修時（改修に要する経費および商品マスタ設定費含む）の領収書等の費用明細* ※商品マスタ設定のみでの申請不可 | 改修したメーカー・改修事業者 |
| 4 | 自由 | 原本 | 税率の区分記載が確認できるレシート（領収書）のサンプル | 改修したメーカー・改修事業者 ※複数税率対応していることがわかるもの。 |
| 5 | 自由 | コピー | 飲食料品等を記載した仕入請求書（または仕入納品書） | 仕入先 |
| 6 | 自由 | コピー | 振込口座が確認できる通帳等 | 振込先となる申請者の通帳等を用意する。 ※口座名義は申請者と同一者であること。 |
| 《申請者が個人事業主の場合（法人の場合は不要）》 | | | | |
| 7 | 自由 | コピー | 個人事業主の本人確認書類 | 個人事業主の本人確認用書類の写し（コピー）をとる。 |

*申請に伴う全ての費用明細が記載されたレシート（領収書）をご用意ください。レシート（領収書）が1枚にまとめて記載されていない場合は、それぞれの項目ごとにコピーをとり各該当箇所にマーカーを引いてください。

必ず提出が必要な書類

1 A-2型レジ・改修型交付申請書 (1台のみ申請する場合)(1/3) 指定 原本

| A-2 レジ・改修型 | | 軽減税率対策補助金 交付申請書 | | 1/3 | |
|--|---|---|--|--------------------------------|-------------|
| どちらか選 択 <input checked="" type="checkbox"/> レジ1台のみの改修 → 交付申請書 3/3A を記入してください。 <input type="checkbox"/> レジ複数台の改修 → 交付申請書 3/3B、3/3B-別紙1 を記入してください。 | | | | | |
| 申請者は、事務局が定める同意事項を確認・同意の上、補助金申請を行います。 作成日 平成 28 年 ● 月 ● 日 | | | | | |
| 1 申請する中小企業者の情報 | 申請者名 (中小企業者等) <small>※個人事業主の場合は事業者名に届出を、代表者氏名に個人名を記入</small> | フリガナ ユウケンガイシャフクスウゼイリツショウテン | 事業者名(番号) | 有限会社 複数税率商店 | |
| | 代表者 氏名 | フリガナ フクスウ 氏 | フリガナ タロウ 名 | タロウ 太郎 | |
| | 申請者の種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主 | 法人番号 | 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 | |
| | 申請者の所在地 <small>※事業開始からの開設地を 本欄の住所に送付されます。 ※郵便番号、建物名を省略せず記入</small> | フリガナ 〒 100 -0005 東京都千代田区丸の内△-△-△ | フリガナ 〒 100 -0005 東京都千代田区丸の内△-△-△ | 〒 100 -0005 東京都千代田区丸の内△-△-△ | 丸の内△-△-△ |
| | 担当者名 | フリガナ ゼイリツ 氏 | フリガナ ハジメ 名 | ゼイリツ 税率 | ハジメ 一 |
| | 担当者連絡先 <small>※必ず入力してください</small> | 固定 03 - 2222 - ×××× | 携帯 | ※電話番号の連絡先のため、日中に連絡がとれる番号を記入 | |
| | 中小企業者であることの確認 | 資本金 (出資額) | 従業員数 | 1,000 万円 | 20 人 |
| | 直近1年度分の売上高 | <input type="checkbox"/> 1,000万円以下 <input type="checkbox"/> 1,000万円超~5,000万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 5,000万円超~1億円以下 <input type="checkbox"/> 1億円超~10億円以下 <input type="checkbox"/> 10億円超 | | | |
| | 申請者の取扱商品 | <input checked="" type="checkbox"/> 軽減税率対象商品を扱っている申請者である | | | |
| | 代理申請の場合のみ、以下の内容を記入してください。代理申請者は、事務局が定める同意事項を確認・同意の上、補助金申請を代行します。 | | | | |
| 2 代理申請者の情報 | 代理申請者 <small>※個人事業主の場合は事業者名に届出を、代表者氏名に個人名を記入</small> | フリガナ ケイゲンゼイリツカブシキガイシャ | 事業者名(番号) | 軽減税率株式会社 | |
| | 代表者 氏名 | フリガナ ホジョ 氏 | フリガナ タロウ 名 | ホジョ 補助 太郎 | |
| | 代理申請者の所在地 <small>※事業開始からの開設地を 本欄の住所に送付されます。 ※郵便番号、建物名を省略せず記入</small> | フリガナ 〒 100 -000× 東京都中央区築地●-●-● | フリガナ 〒 100 -000× 東京都中央区築地●-●-● | 〒 100 -000× 東京都中央区築地●-●-● | 築地●-●-● |
| | 担当者名 | フリガナ ダイリ 氏 | フリガナ ジュンイチ 名 | ダイリ 代理 | ジュンイチ 順一 |
| | 担当者連絡先 <small>※必ず入力してください</small> | 固定 03 - 0000 - ×××× | 携帯 | ※電話番号の連絡先のため、日中に連絡がとれる番号を記入 | |
| 事務局使用欄(申請者は記入不要) | | | | | |

交付申請書 (2/3)

軽減税率対象補助金 交付申請書 2/3

軽減税率の選択

0 0 0 3 税率銀行

0 1 1 複数税率

0 1 2 3 4 5 6

ユウケンガイシャ フクスウゼイリツショウテン

交付申請書 (3/3 A)

軽減税率対策補助金 交付申請書 3/3A

レジ1台改修の情報を記入してください。

スーパージョウロウ 丸の内店

平成 28 年 ● 月 ● 日

350,000

200,000

記入が必要な申請書類

レジの改修台数

設置店舗数

1台のみ

1店舗のみ

交付申請書= 1/3、2/3、3/3A

複数台

1店舗のみ

交付申請書= 1/3、2/3、3/3B、3/3B-別紙1

複数店舗

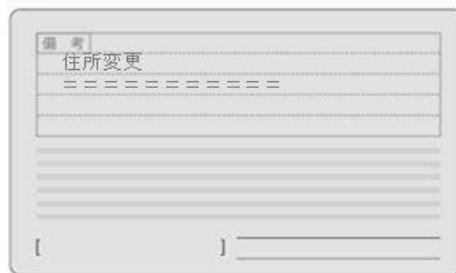
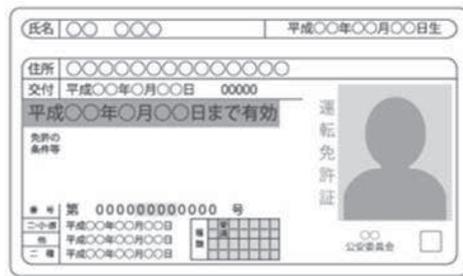
交付申請書= 1/3、2/3、3/3B、3/3B-別紙1
(店舗ごとに用紙を分けて記入)

■ 個人事業主の場合は、7を追加します

7 個人事業主の本人確認書類 (コピー)



パスポート



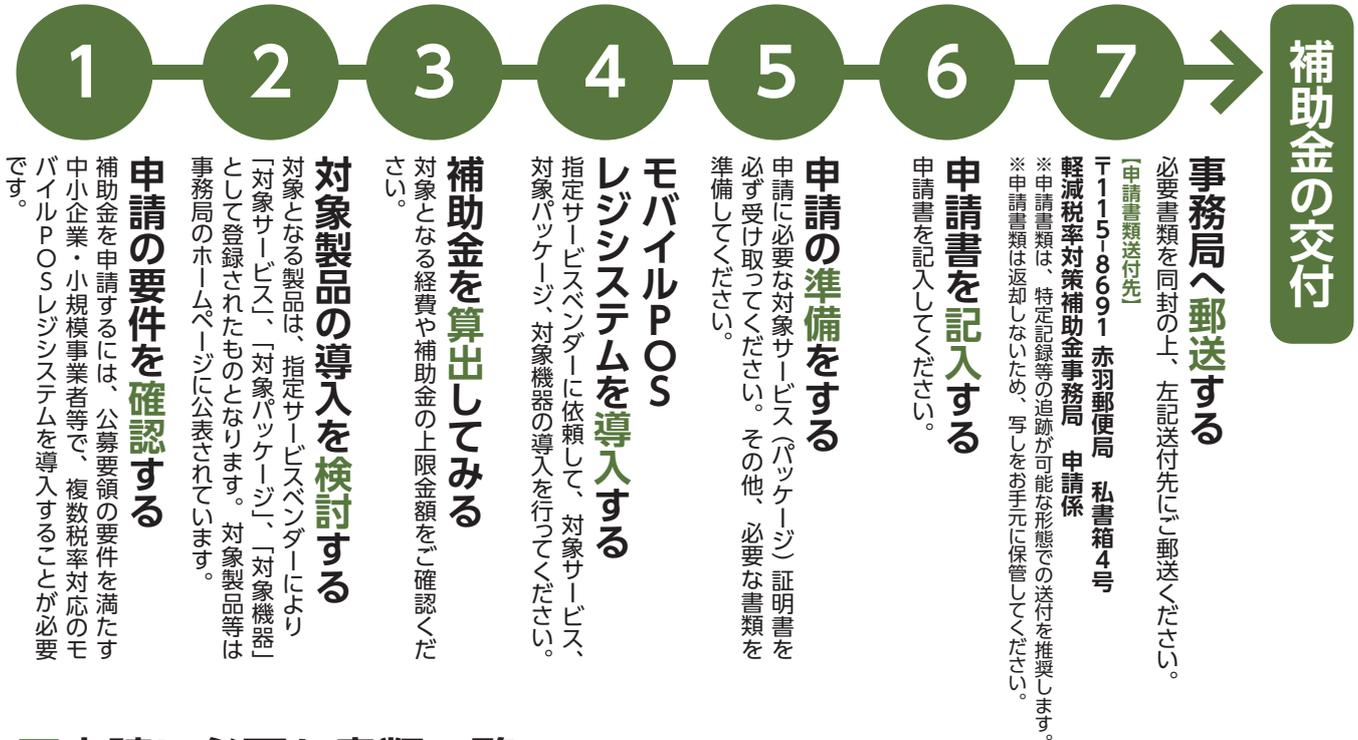
運転免許証

A-3型の申請について

モバイルPOSレジシステム

A-3型

申請の流れ



申請に必要な書類一覧

| No. | 書式 | 原本/コピー | 書類名称 | 入手先 |
|---|----|--------|--|---|
| 《必ず提出が必要な書類》 | | | | |
| 1 | 指定 | 原本 | 軽減税率対策補助金（A-3モバイルPOSレジシステム）交付申請書 | ホームページよりダウンロード |
| 2 | 指定 | 原本 | 対象サービス証明書又は対象パッケージ証明書 | 指定サービスベンダー |
| 3 | 自由 | コピー | 対象サービス・対象パッケージ・タブレット等・レシートプリンタ・付属機器購入時の領収書等の費用明細* *2 | 指定サービスベンダー・販売店等 |
| 4 | 自由 | コピー | 飲食料品等を記載した仕入請求書（又は仕入納品書） | 仕入れ先 |
| 5 | 自由 | コピー | 振込口座が確認できる通帳等* | 振込先となる申請者の通帳等を用意する。 ※口座名義は申請者同一者であること。 |
| 《申請者が個人事業主の場合（法人の場合は不要）》 | | | | |
| 6 | 自由 | コピー | 個人事業主の本人確認書類 | 個人事業主の本人確認書類の写し（コピー）をとる。 |
| 《導入したモバイルPOSレジ（レシートプリンタ等）が6台以上ある場合》 | | | | |
| 7 | 自由 | 原本 | モバイルPOSレジ（レシートプリンタ含む）設置写真 | 申請台数が6台以上の場合、申請者が撮影した写真をプリントまたは出力し、写真貼付用のフォーマットを出力して貼付する。 ※設置した台数分提出 |
| 《申請者が別途購入したタブレット等、レシートプリンタ、付属機器を申請する場合》 | | | | |
| 8 | 自由 | コピー | 付属機器購入時の領収書等の費用明細* *2 | 指定サービスベンダー・販売店等 |
| 9 | 自由 | コピー | 購入した機器の販売価格が記載されたチラシ等（WEB出力可） | 指定サービスベンダー・販売店等 |
| 《設置に要する経費（運搬費、商品マスタ設定費）を申請する場合》 | | | | |
| 10 | 自由 | コピー | 経費が確認できる領収書等費用の明細* *2 | 指定サービスベンダー・販売店等 |
| 《リースにより機器を導入した場合》 | | | | |
| 11 | 指定 | 原本 | 【共通別紙】リース料金の算定根拠明細書 | ホームページよりダウンロード |
| 12 | 自由 | コピー | リース契約書 | リース事業者との契約書の写し（コピー）をとる。 |
| 13 | 自由 | コピー | リース対象機器の見積書 | レジ販売事業者と申請者が交わした見積書の写し（コピー）をとる。 |

*リースの場合は不要です。 *2 申請に伴う全ての費用明細が記載されたレシート（領収書）をご用意ください。レシート（領収書）が1枚にまとめて記載されていない場合は、それぞれの項目ごとにコピーをとり各該当箇所にマーカーを引いてください。

必ず提出が必要な書類

1 A-3型モバイルPOSレジシステム交付申請書 (対象パッケージのみ申請する場合) (1/3)

指定 原本

A-3 モバイルPOSレジシステム 軽減税率対策補助金 交付申請書 1/3

どちらかを選択
 対象パッケージ購入の場合 → 交付申請書 3/3A を記入してください。
 対象サービス契約または対象パッケージ導入に合わせて機器を個別購入した場合 → 交付申請書 3/3B、3/3B-別紙1 または 3/3B-別紙2 を記入してください。

申請者は、事務局が定める同意事項を確認・同意の上、補助金申請を行います。 作成日 平成 28 年 ● 月 ● 日

1 申請する中小企業者の情報

申請者名 (中小企業者等)
 フリガナ ユウケンガイシャフクスウゼイリツショウテン
 事業者名(屋号) 有限会社複数税率商店
 代表者 氏名 フリガナ フクスウ タロウ
 代表取締役社長 氏 複数 名 太郎
 有限会社 複数税率 商店 1 店

申請者の種別
 法人 法人番号 401234567890
 個人事業主 生年月日 明治 (大正) 昭和 (平成) 年 月 日

申請者の所在地
 〒100-0005 東京都千代田区千代田
 フリガナ マルノウチ 丸の内△-△-△ 建物名

担当者名 所属 総務部 フリガナ 氏名 ゼイリツ ハジメ
 氏 税率 名 一

担当者連絡先
 固定 03-2222-XXXX 携帯
 資本金 (百万円) 1,000 従業員数 20 人

中小企業者であることの確認
 みなし大企業に該当しない
 卸売業 小売業 サービス業 旅館業 その他()

直近1年度分の売上高
 1,000万円以下 1,000万円超～5,000万円以下 5,000万円超～1億円以下 1億円超～10億円以下 10億円超

申請者の取扱商品 軽減税率対象商品を扱っている申請者である

代理申請または共同申請の場合のみ、以下の内容を記入してください。代理申請者または共同申請者は、事務局が定める同意事項を確認・同意の上、補助金申請を代行します。

2 代理申請者または共同申請者の情報

種別 代理申請者 共同申請者 (リース契約によりレジを購入した場合) → 指定リース事業者番号

代理申請者または共同申請者
 フリガナ ケイゲンゼイリツカブシキガイシャ
 事業者名(屋号) 軽減税率株式会社
 代表者 氏名 フリガナ ホジヨウ タロウ
 代表取締役社長 氏 補助 名 太郎
 軽減税率 株式会社

代理申請者または共同申請者の所在地
 〒100-0000 東京都中央区
 フリガナ ツキジ ダイイチ
 築地●-●-● 建物名 第1ビル4階

担当者名 所属 営業部 フリガナ 氏名 ダイリ ジュンイチ
 氏 代理 名 順一

事務局使用欄 (申請者は記入不要)

交付申請書 (2/3)

A-3 モバイルPOSレジシステム 軽減税率対策補助金 交付申請書 2/3

共同申請(リース事業者)の場合は指定リース事業者番号を記入してください(記入は不要です)。

申請者情報
 申請者番号 0003 税率銀行
 店舗番号 011 霞ヶ関支店

申請内容
 対象パッケージの購入のみを記入してください
 スーパー複数税率 丸の内店
 購入した対象パッケージ P-ABCDEFG-00000001
 価格 300,000 円
 補助金申請額 200,000 円

申請内容
 対象パッケージの購入と対象サービス契約を併せて記入してください
 対象サービス契約 P-ABCDEF-00000001
 価格 175,000 円
 補助金申請額 118,666 円

申請内容
 対象サービス契約のみを記入してください
 対象サービス契約 P-ABCDEF-00000001
 価格 175,000 円
 補助金申請額 118,666 円

交付申請書 (3/3 A)

A-3 モバイルPOSレジシステム 軽減税率対策補助金 交付申請書 別紙3

モバイルPOSレジシステムを複数店舗に設置する場合は、別紙3を記入してください。

店舗情報
 店舗番号 0001
 店舗名 丸の内店
 店舗住所 東京都千代田区千代田

店舗情報
 店舗番号 0002
 店舗名 丸の内店
 店舗住所 東京都千代田区千代田

店舗情報
 店舗番号 0003
 店舗名 丸の内店
 店舗住所 東京都千代田区千代田

交付申請書 (別紙3)

記入が必要な申請書類

モバイルPOSレジシステムの導入の内容

モバイルPOSレジシステムの台数

対象パッケージのみを導入

対象サービスまたは対象パッケージと合わせて機器を個別購入

1台のみ

複数台

交付申請書 = 1/3、2/3、3/3A、別紙3(複数店舗に設置する場合)、共通別紙(リースの場合)

交付申請書 = 1/3、2/3、3/3B、3/3B-別紙1、共通別紙(リースの場合)

交付申請書 = 1/3、2/3、3/3B、3/3B-別紙2、別紙3(複数店舗に設置する場合)、共通別紙(リースの場合)

2 対象サービス証明書又は対象パッケージ証明書

指定 原本

証明書番号：
契約日：平成●●年●●月●●日

軽減税率対策補助金

対象パッケージ証明書（モバイルPOSレジシステム）

様

| | | |
|--|---------|--|
| | パッケージ型番 | |
| | パッケージ名 | |
| | 補助金額 | |

| | | |
|-------------------------------|-----------|---|
| 1. タブレット・スマートフォン (汎用端末) | ①製品名 | |
| | ②金額 | 円 |
| ※または使用可能な端末の制限数：あり(○台)・なし | | |
| 2. レシートプリンタ (一体型周辺機器) | ①製品名 | |
| | ②型番 | |
| | ③シリアルナンバー | |
| | ④金額 | 円 |
| 3. 付属機器 (汎用端末、レシートプリンタを除く) | ①金額 | 円 |
| | ②金額 | 円 |
| 4. 導入費 | ①金額 | 円 |
| 5. 合計金額 | | 円 |
| 6. 補助金額 | | 円 |

契約(提供)期間：平成○○年○月○日～平成○○年○月○日

(免責事項等)

- 本対象サービス及び対象パッケージ証明書は、①売上げの区分経理に資する機能、②区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等の発行機能を有する複数税率対応モバイルPOSレジシステムであることを証する書類です。
- 本対象サービス及び対象パッケージ証明書は、軽減税率対策補助金の申請(モバイルPOSレジシステムの導入)にのみ必要となる書類です。
- 軽減税率対策補助金の申請期間内のみ有効です。
- 本対象サービス及び対象パッケージ証明書は、他の補助金事業における補助対象を証する書類ではありません。

上記のサービスを契約し、提供したことを証明します。

サービスベンダー名 ●●●●●●●●●● 印

3 対象サービス・対象パッケージ・タブレット等・レシートプリンタ・付属機器購入時の領収書等の費用明細

コピー

発行日 平成28年3月4日

領収書

| 商品名 | 型番 | 単価 | 数量 | 金額(税込) |
|-----------|------------|---------|----|----------|
| レジ本体 | RJ-001-W | ¥54,000 | 1 | ¥58,320 |
| レシートプリンタ | RJ-PRN-001 | ¥12,000 | 1 | ¥12,960 |
| バーコードリーダー | RJ-BCR-001 | ¥8,000 | 1 | ¥8,640 |
| キャッシュドロン | RJ-CDR-001 | ¥15,000 | 1 | ¥16,200 |
| 設置導入費 | | ¥10,000 | 1 | ¥10,800 |
| 合計 | | | | ¥106,920 |

平成28年3月4日 受領いたしました。

株式会社レジ販 印

印紙

4 飲食料品等を記載した仕入請求書

コピー

請求書

2016年4月15日 発行

〒104-0042 東京都中央区入船1-3-109
カフェ＆ランチボックスREJIL 御中

〒000-0000 東京都中央区築地0-00-000
株式会社 業務用 電話:03-0000-0000 F:0300-0000-0000

※事務コード 00285 振込銀行 令治銀行本店 1234567

| 品名 | 数量 | 単価 | 金額 | 消費税 | 合計 | |
|----------|----|--------------------|--------|-------|--------|--------|
| 24,569 | 0 | 24,569 | 34,650 | 2,764 | 37,414 | |
| 2016.4.1 | 63 | お弁当 パッケージ (L) × 60 | 50 | 10 | 1,250 | 12,500 |
| | | 業務用カレールー一式 | 1 | 3 | 4,500 | 13,500 |
| 2016.4.2 | 64 | 業務用ミルクポーション | 100 | 1 | 500 | 500 |
| | | 精アレーク | 100 | 2 | 1,200 | 2,580 |
| | | 牛乳 | 1 | 10 | 198 | 1,980 |
| 2016.4.9 | 65 | お弁当 オサガフクロ | 100 | 5 | 698 | 3,490 |

5 振込口座が確認できる通帳等

コピー

総合口座

おなまえ
カブシキガイシャ ケイゲン サマ

| 通帳種類 | 科目 | 金額 | 変更後の金額 | 店番 | 口座番号 |
|-----------|------|----|--------|-----|--------------|
| は次のとおりです。 | 普通預金 | 円 | 円 | 000 | 普通預金 1234567 |
| | 定期預金 | 円 | 円 | | 定期預金 |

株式会社 令治銀行 印

【銀行コード：4321】
口座店名 霞ヶ関支店
TEL 03-0000-0000

■申請者が別途購入したタブレット等、レシートプリンタ、付属機器を申請する場合は、8、9を追加します

8 付属機器購入時の領収書等の費用明細

コピー

中小小売株式会社 御中 発行日 平成29年3月31日

領収書

| 商品名 | 型番 | 単価 | 数量 | 金額(税抜) |
|-----|----|--------|----|----------|
| | | 70,000 | 2 | 140,000 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | 140,000円 |

平成29年3月31日 受領いたしました。

株式会社 レジ販売 レジ販売 印紙

9 購入した機器の販売価格が記載されたチラシ等

コピー



■設置に要する経費(運搬費、商品マスタ設定費)を申請する場合は、10を追加します

10 経費が確認できる領収書等費用の

明細

コピー

中小小売株式会社 御中 発行日 平成●●年●月●日

設置に要する経費

| 商品名 | 型番 | 単価 | 数量 | 金額(税込) |
|----------|----|---------|----|---------|
| 商品マスタ設定費 | | ¥10,000 | 1 | ¥10,800 |
| 機器設置費用 | | ¥15,000 | 1 | ¥16,200 |
| 送料 | | ¥10,000 | 1 | ¥10,800 |
| 合計 | | | | ¥37,800 |

平成●●年●月●日 受領いたしました。

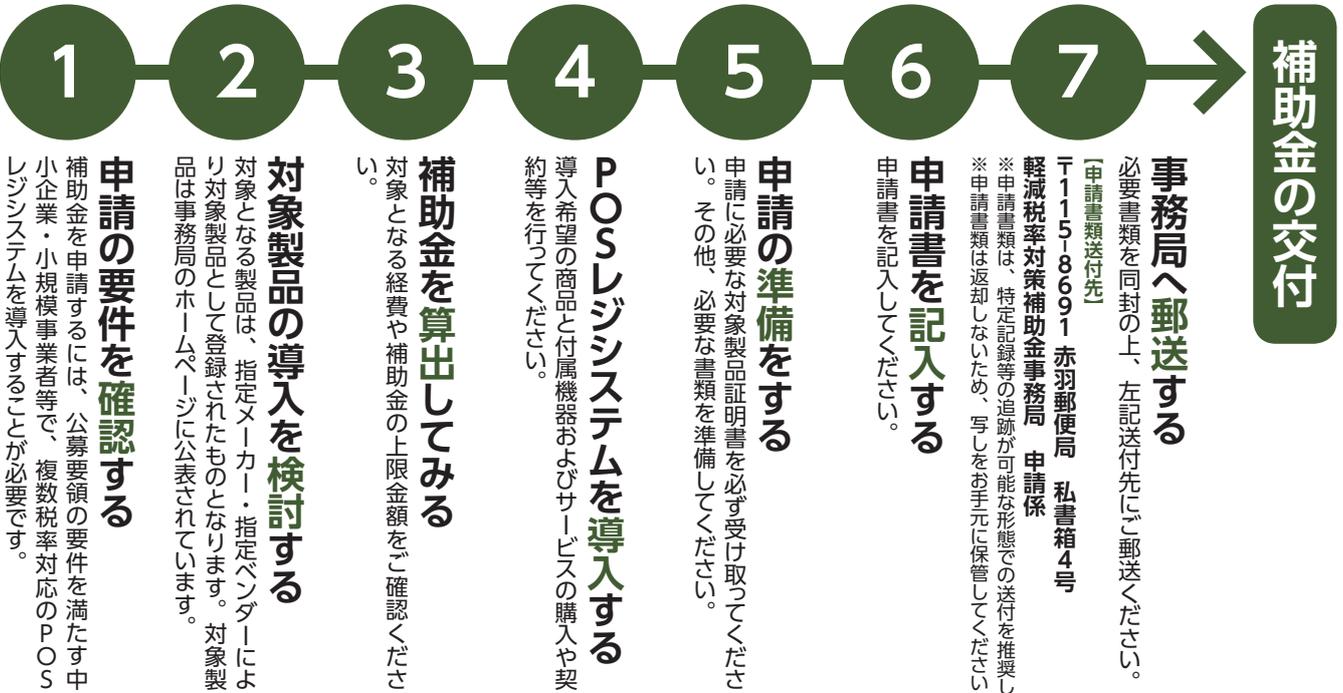
株式会社レジ販売 印 印紙

A-4導入型の申請について

POSレジシステム

A-4導入型

申請の流れ



申請に必要な書類一覧

| No. | 書式 | 原本/コピー | 書類名称 | 入手先 |
|--|----|--------|-----------------------------------|---|
| 《必ず提出が必要な書類》 | | | | |
| 1 | 指定 | 原本 | 軽減税率対策補助金【A-4】POSレジシステム 導入型 交付申請書 | ホームページよりダウンロード |
| 2 | 指定 | 原本 | 対象製品証明書 (POSレジ、POSシステム) | 指定メーカー・指定ベンダー |
| 3 | 自由 | コピー | レジ購入時の領収書等の費用明細* *2 | 指定メーカー・指定ベンダー・販売店等 |
| 4 | 自由 | コピー | 飲食料品等を記載した仕入請求書 (または仕入納品書) | 仕入れ先 |
| 5 | 自由 | コピー | 振込口座が確認できる通帳等* | 振込先となる申請者の通帳等を用意する。 ※口座名義は申請者と同一者であること。 |
| 《申請者が個人事業主の場合 (法人の場合は不要)》 | | | | |
| 6 | 自由 | コピー | 個人事業主の本人確認書類 | 個人事業主の本人確認用書類の写し (コピー) をとる。 |
| 《6台以上のPOSレジを導入する場合》 | | | | |
| 7 | 自由 | - | 機器設置写真 | 申請台数が6台以上の場合、申請者が撮影した写真をプリントまたは出力し、写真貼付用のフォーマットを出力して貼付する。 ※設置した台数分提出 |
| 《付属機器に関わる費用を申請する場合》 | | | | |
| 8 | 自由 | コピー | 付属機器購入時の領収書等の費用明細* *2 | 指定メーカー・指定ベンダー・販売店等 |
| 《設置に要する経費 (レジ運搬費、商品マスタ設定に係る費用も含む) を申請する場合》 | | | | |
| 9 | 自由 | コピー | 設置に要する経費が確認できる領収書等の費用明細* *2 | 指定メーカー・指定ベンダー・販売店等 |
| 《リース契約の場合》 | | | | |
| 10 | 指定 | 原本 | 【共通別紙】リース料金の算定根拠明細書 | ホームページよりダウンロード |
| 11 | 自由 | コピー | リース契約書 | リース事業者との契約書の写し (コピー) をとる。 |
| 12 | 自由 | コピー | リース対象機器の見積書 | レジ販売事業者と申請者が交わした見積書の写し (コピー) をとる。 |

*リースの場合は不要です。 *2 申請に伴う全ての費用明細が記載されたレシート (領収書) をご用意ください。レシート (領収書) が1枚にまとまって記載されていない場合は、それぞれの項目ごとにコピーをとり各該当箇所にマーカーを引いてください。

必ず提出が必要な書類

1 A-4POSレジシステム導入型交付申請書 (POSレジのみを導入した場合)(1/4) 指定 原本

| A-4 POSレジシステム導入型 | | 軽減税率対策補助金 交付申請書 | | 1/4 | |
|---|---|--|---|-------------------|--|
| どちらか選 択 <input checked="" type="checkbox"/> POSレジのみを導入した → 交付申請書 3/4A、3/4A-別紙1、3/4A-別紙2 を記入してください。 <input type="checkbox"/> POSシステムおよびPOSレジを導入した → 交付申請書 3/4B (該当する場合 3/4B-別紙1、3/4B-別紙2) を記入してください。 (または、POSシステムのみを導入した) | | | | | |
| 申請者は、事務局が定める同意事項を確認・同意の上、補助金申請を行います。 作成日 平成 28 年 月 日 | | | | | |
| 1 申請する中小企業者の情報 | 申請者名 (中小企業者等) ※個人事業主の場合は事業者に署名を、代表者氏名に個人名を記入 | フリガナ ユウケンガイシャフクスウゼイリツショウテン 事業者名(屋号) 有限会社複数税率商店 | フリガナ フクスウ タロウ 代表取締役社長 氏 複数 名 太郎 | フリガナ 有限会社 複数税率 商店 | |
| | 申請者の種別 ※法人の場合は、法人番号を個人事業主の場合は生年月日を記入 | <input checked="" type="checkbox"/> 法人 法人番号 0123456789123 | <input type="checkbox"/> 個人事業主 生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 | | |
| | 申請者の所在地 ※事業部からの搬送物は、本欄の住所に記入してください。 ※部屋番号、建物名を省略せず記入 | 〒100-0005 東京都千代田区丸の内△-△-△ フリガナ マルノウチ 丸の内△-△-△ 建物名 | フリガナ トウキョウト チョウタク 氏 セイリツ 名 ハジメ 税率 一 | | |
| | 担当者名 | 所属 総務部 | フリガナ 氏 セイリツ 名 ハジメ | | |
| | 担当者連絡先 ※いずれか必ず記入 | 固定 03-2222-XXXX 携帯 | フリガナ 氏 セイリツ 名 ハジメ | | |
| | 中小企業者であることの確認 | 主たる業種 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input checked="" type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 旅館業 <input type="checkbox"/> その他() | 資本金(出資金) 1,000 万円 従業員数 20 人 | | |
| | 直近1年度分の売上高 | <input checked="" type="checkbox"/> みなし大企業に該当しない | <input type="checkbox"/> 1,000万円以下 <input type="checkbox"/> 1,000万円超～5,000万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 5,000万円超～1億円以下 <input type="checkbox"/> 1億円超～10億円以下 <input type="checkbox"/> 10億円超 | | |
| | 申請者の取扱商品 | <input checked="" type="checkbox"/> 軽減税率対象商品を扱っている申請者である | | | |
| | 代理申請または共同申請の場合のみ、以下の内容を記入してください。代理申請者または共同申請者は、事務局が定める同意事項を確認・同意の上、補助金申請を代行します。 | | | | |
| | 2 代理申請者または共同申請者の情報 | 種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 代理申請者 <input type="checkbox"/> 共同申請者 (リース契約によりレジを導入した場合) → 指定リース事業者番号 | | |
| 代理申請者または共同申請者 ※個人事業主の場合は事業者に署名を、代表者氏名に個人名を記入 | | フリガナ ケイデンゼイリツカブシキガイシャ 事業者名(屋号) 軽減税率株式会社 | フリガナ ホジョ タロウ 代表取締役社長 氏 補助 名 太郎 | フリガナ 軽減税率 株式会社 | |
| 代理申請者または共同申請者の所在地 ※事業部からの搬送物は、本欄の住所に記入してください。 ※部屋番号、建物名を省略せず記入 | | 〒100-000X 東京都中央区築地●-●-● フリガナ ツキジ 築地●-●-● 建物名 | フリガナ トウキョウト チュウオウク 氏 ダイリ 名 ジュンイチ 代理 順一 | | |
| 担当者名 | | 所属 営業部 | フリガナ 氏 ダイリ 名 ジュンイチ | | |
| 担当者連絡先 ※いずれか必ず記入 | | 固定 03-0000-XXXX 携帯 | フリガナ 氏 ダイリ 名 ジュンイチ | | |
| 事務局使用欄 (申請者は記入不要) | | | | | |

交付申請書 (2/4)



交付申請書 (3/4 A-別紙2 (汎用端末))



記入が必要な申請書類

POSレジの導入の有無

POSシステムの導入の有無

導入した

導入していない

交付申請書= 1/4、2/4、3/4A、3/4A-別紙1、3/4A-別紙2 (汎用端末の場合のみ)、4/4、共通別紙 (リースの場合)

導入した

交付申請書= 1/4、2/4、3/4B、3/4B-別紙1、3/4B-別紙2 (汎用端末の場合のみ)、4/4、共通別紙 (リースの場合)

導入していない

導入した

交付申請書= 1/4、2/4、3/4B、4/4、共通別紙 (リースの場合)

2 対象製品証明書 (POSレジ、POSシステム)
指定 原本

軽減税率対策補助金

対象製品証明書(POSシステム)

《指定メーカー名・指定ベンダー名》

株式会社 ○×商事

| | |
|----------|--------------|
| 製品カテゴリー | ソフトウェア |
| 1.製品名称 | ○×レジソフト |
| 2.対象製品型番 | REGI-REGI123 |
| 3.シリアル番号 | REGI0123 |

(免責事項等)
●本対象製品証明書は、軽減税率対応レジであることを証する書類です。
●本対象製品証明書は、軽減税率対策補助金の申請にのみ必要な書類です。
●軽減税率対策補助金の申請期間内のみ有効です。

■申請書記入欄
ソフトウェアを導入するPOSシステムに連携するPOSレジの台数を記入してください。
_ POSレジ台数

3 レジ購入時の領収書等の費用明細 (コピー)

中小売株式会社 領収書

発行日 平成28年3月4日

| 商品名 | 型番 | 単価 | 数量 | 金額(税込) |
|--------|------------|---------|----|---------|
| レジ本体 | RJ-001-W | ¥54,000 | 1 | ¥58,320 |
| レジソフト | RJ-PRN-001 | ¥12,000 | 1 | ¥12,960 |
| ハードウェア | RJ-BCR-001 | ¥8,000 | 1 | ¥8,640 |
| キャブドア | RJ-CDR-001 | ¥15,000 | 1 | ¥16,200 |
| 設置導入費 | | ¥10,000 | 1 | ¥10,800 |

合計 ¥108,920

平成28年3月4日 発行いたしました。
株式会社レジ販 印紙

4 飲食料品等を記載した仕入請求書 (コピー)

請求書

〒104-0042 東京都中央区八丁 1-109
カフェ＆ランチボックス株式会社
請求書 No. 0000-0000
発行日 平成28年3月4日

| 品名 | 数量 | 単価 | 金額 |
|----------|-----|-------|---------|
| 2016.4.1 | 80 | 1,250 | 100,000 |
| 2016.4.2 | 100 | 1,000 | 100,000 |
| 2016.4.3 | 100 | 1,200 | 120,000 |
| 2016.4.4 | 100 | 1,800 | 180,000 |
| 2016.4.5 | 100 | 880 | 88,000 |

5 振込口座が確認できる
(コピー) 通帳等

総合口座

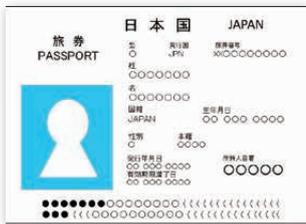
カシオ計算機株式会社

| 項目 | 金額 |
|-----|---------|
| 振込金 | 100,000 |
| 手数料 | 100 |
| 合計 | 100,100 |

株式会社 合治銀行

個人事業主の場合は、6を追加します

6 個人事業主の本人確認書類 (コピー)



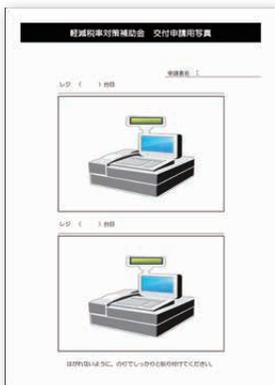
パスポート



運転免許証

6台以上のPOSレジを導入する場合は、7を追加します

7 機器設置写真



写真貼付用台紙

設置に要する経費(運搬費、商品マスタ設定費)を申請する場合は、9を追加します

9 経費が確認できる領収書等費用の明細 (コピー)

中小売株式会社 領収書

発行日 平成28年3月4日

設置に要する経費

| 商品名 | 型番 | 単価 | 数量 | 金額(税込) |
|----------|----|---------|----|---------|
| 商品マスタ設定費 | | ¥10,000 | 1 | ¥10,800 |
| 搬送設置費用 | | ¥15,000 | 1 | ¥16,200 |
| 送料 | | ¥10,000 | 1 | ¥10,800 |

合計 ¥37,800

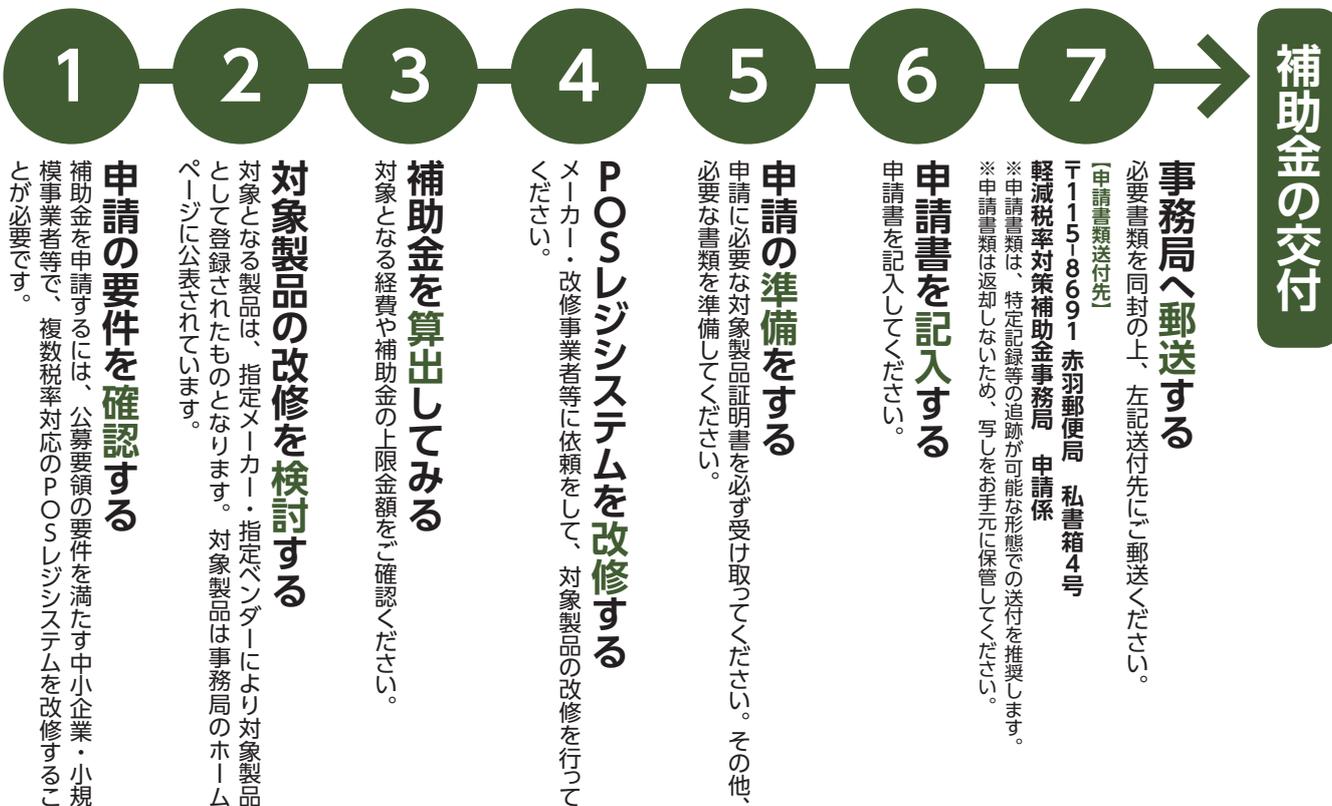
平成28年3月4日 発行いたしました。
株式会社レジ販 印紙

A-4改修型の申請について

A-4改修型

POSレジシステム

■申請の流れ



■申請に必要な書類一覧

| No. | 書式 | 原本/コピー | 書類名称 | 入手先 |
|---------------------------|----|--------|--|--|
| 《必ず提出が必要な書類》 | | | | |
| 1 | 指定 | 原本 | 軽減税率対策補助金【A-4】 POSレジシステム 改修型 交付申請書 | ホームページよりダウンロード |
| 2 | 指定 | 原本 | 対象製品証明書 (POSレジ、POSシステム) | 指定メーカー・指定ベンダー |
| 3 | 自由 | コピー | POSレジ・POSシステム改修時 (改修に要する経費及び商品マスタ設定変更費含む) の領収書等の費用明細* *2 | 指定メーカー・指定ベンダー |
| 4 | 自由 | コピー | 飲食料品等を記載した仕入請求書 (または仕入納品書) | 仕入れ先 |
| 5 | 自由 | コピー | 振込口座が確認できる通帳等* | 振込先となる申請者の通帳等を用意する。 ※口座名義は申請者と同一者であること。 |
| 《申請者が個人事業主の場合 (法人の場合は不要)》 | | | | |
| 6 | 自由 | コピー | 個人事業主の本人確認書類 | 個人事業主の本人確認書類の写し (コピー) をとる。 |
| 《リース契約の場合》 | | | | |
| 7 | 指定 | 原本 | 【共通別紙】 リース料金の算定根拠明細書 | ホームページよりダウンロード |
| 8 | 自由 | コピー | リース契約書 | リース事業者との契約書の写し (コピー) をとる。 |
| 9 | 自由 | コピー | リース対象機器の見積書 | レジ販売事業者と申請者が交わした見積書の写し (コピー) をとる。 |

*リースの場合は不要です。 *2 申請に伴う全ての費用明細が記載されたレシート (領収書) をご用意ください。レシート (領収書) が1枚にまとまって記載されていない場合は、それぞれの項目ごとにコピーをとり各該当箇所にメーカーを引いてください。

必ず提出が必要な書類

1 A-4POSレジシステム改修型交付申請書 (POSレジのみを改修した場合)(1/4) 指定 原本

| | | | | |
|---|--|--|--|----------------------------|
| A-4 | POSレジシステム改修型 | 軽減税率対策補助金 交付申請書 | 1/4 | |
| どちらか <input checked="" type="checkbox"/> POSレジのみを改修した → 交付申請書 3/4A、3/4A-別紙1 を記入してください。 <input type="checkbox"/> POSシステムおよびPOSレジを改修した → 交付申請書 3/4B (該当する場合は 3/4B-別紙1) を記入してください。 (または、POSシステムのみを改修した) | | | | |
| 申請者は、事務局が定める同意事項を確認・同意の上、補助金申請を行います。 作成日 平成 28 年 ● 月 ● 日 | | | | |
| 1 申請する中小企業者の情報 | 申請者名 (中小企業者等) 事業主(個人事業主)の場合は事業主の氏名を、代表者氏名に個人名を記入 | フリガナ ユウゲンガイシャフクスウゼイリツシヨウテン 事業主(個人事業主)の場合は事業主の氏名を、代表者氏名に個人名を記入 有限会社複数税率商店 | | |
| | 申請者の種別 ※法人の場合は、法人番号を個人事業主の場合は生年月日を記入 | <input checked="" type="checkbox"/> 法人 法人番号 401234567890 <input type="checkbox"/> 個人事業主 生年月日 朝治 大正 昭和 平成 年 月 日 | | |
| | 申請者の所在地 ※事務局からの届出時は本欄の住所に送付されます。 ※部屋番号、建物名を省略せず記入 | フリガナ トウキョウト チョウタク 〒100-0005 東京 都 千代田 市 丸の内△-△-△ フリガナ マルノウチ 建物名 | | |
| | 担当者名 | 所属 総務部 | フリガナ 氏名 セイリツ タロウ | 氏名 ハジメ |
| | 担当者連絡先 ※いずれか必ず記入 | 固定 03-2222-XXXX | 携帯 | ※確認時の連絡先のため、日中に連絡がとれる番号を記入 |
| | 中小企業者であることの確認 <input checked="" type="checkbox"/> みなし大企業に該当しない <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 旅館業 <input type="checkbox"/> その他() | 資本金 (出資金) 1,000 万円 従業員数 20 人 | | |
| | 近直1年度分の売上高 申請者の取扱商品 | <input checked="" type="checkbox"/> 1,000万円以下 <input type="checkbox"/> 1,000万円超～5,000万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 5,000万円超～1億円以下 <input type="checkbox"/> 1億円超～10億円以下 <input type="checkbox"/> 10億円超 <input checked="" type="checkbox"/> 軽減税率対象商品を扱っている申請者である | | |
| | 代理申請の場合のみ、以下の内容を記入してください。代理申請者は、事務局が定める同意事項を確認・同意の上、補助金申請を代行します。 | | | |
| | 2 代理申請者の情報 | 代理申請者 ※個人事業主の場合は事業主の氏名を、代表者氏名に個人名を記入 | フリガナ ケイゲンゼイリツカブシキガイシャ 事業主(個人事業主)の場合は事業主の氏名を、代表者氏名に個人名を記入 軽減税率株式会社 | |
| | | 代理申請者の所在地 ※事務局からの届出時は本欄の住所に送付されます。 ※部屋番号、建物名を省略せず記入 | フリガナ トウキョウト チュウオウク 〒100-000X 東京 都 中央 市 築地●-●-● フリガナ ツキジ 建物名 ダイイチ 第1ビル4階 | |
| 担当者名 | | 所属 営業部 | フリガナ 氏名 ダイリ ジュンイチ | 氏名 代理 順一 |
| 担当者連絡先 ※いずれか必ず記入 | | 固定 03-0000-XXXX | 携帯 | ※確認時の連絡先のため、日中に連絡がとれる番号を記入 |
| 事務局使用欄 (申請者は記入不要) | | | | |

交付申請書 (2/4)

交付申請書 (3/4 A)

交付申請書 (3/4 A-別紙1)

交付申請書 (4/4)

記入が必要な申請書類

POSレジの改修の有無

POSシステムの改修の有無

改修した

改修していない

交付申請書= 1/4、2/4、3/4A、3/4A-別紙1、4/4、共通別紙 (リースの場合)

改修した

交付申請書= 1/4、2/4、3/4B、3/4B-別紙1、4/4、共通別紙 (リースの場合)

改修していない

改修した

交付申請書= 1/4、2/4、3/4B、4/4、共通別紙 (リースの場合)

(参考) 証ひょう類の記載事項について

必ず提出が必要な書類

●対象製品証明書 指定 原本

軽減税率対策補助金

対象製品証明書(POSシステム)

〈指定メーカー名・指定ベンダー名〉

株式会社 ○×商事

| | |
|----------|--------------|
| 製品カテゴリー | ソフトウェア |
| 1.製品名称 | ○×レジソフト |
| 2.対象製品型番 | REGI-REGI123 |
| 3.シリアル番号 | REGI0123 |

(免責事項等)

- 本対象製品証明書は、軽減税率対応レジであることを証する書類です。
- 本対象製品証明書は、軽減税率対策補助金の申請にのみ必要となる書類です。
- 軽減税率対策補助金の申請期間内のみ有効です。

■申請者記入欄
ソフトウェアを導入するPOSシステムに連携するPOSレジの台数を記入してください。
POSレジ台数 台

- 補助金の対象となる製品を導入した場合に発行されます。
- レジ本体1台につき、1枚必要となります。
- 対象製品証明書は本補助金のために定められた証明書です。
※本証明書が発行されている場合でも、購入日等が対象外である場合については補助金は交付されませんのでご注意ください。

- 対象が改修の場合、対象製品証明書ではなく改修証明書が必要となります。
- 対象が製品ではなくサービスの場合、対象製品証明書ではなく対象サービス証明書が必要となります。
- 対象が製品ではなくパッケージの場合、対象製品証明書ではなく対象パッケージ証明書が必要となります。

●振込口座が確認できる通帳等 コピー

総合口座

おなほえ
カブシキガイシャケイゲン サマ

| 通帳種別 | 科目 | 金額 | 変更後の金額 | 口座 | 口座番号 |
|-----------|------|----|--------|-----|--------------|
| は次のとおりです。 | 普通預金 | 円 | 円 | 000 | 普通預金 1234567 |
| | 定期預金 | 円 | 円 | | 定期預金 |

株式会社 令治銀行 印

【銀行コード：4321】

口座店名 霞ヶ関支店
TEL 03-0000-0000

【必要項目】

- 金融機関名
- 支店名または支店コード(数字3桁)
- 預金種別
- 口座番号
- 口座名義人(カナ表記) ※口座名義は申請者と同一者であること

●領収書等の費用明細 コピー

中小売株式会社 御中 発行日 平成28年3月4日

領収書

| 商品名 | 型番 | 単価 | 数量 | 金額(税込) |
|-----------|------------|---------|----|----------|
| レジ本体 | RJ-001-W | ¥54,000 | 1 | ¥58,320 |
| レシートプリンタ | RJ-PRN-001 | ¥12,000 | 1 | ¥12,960 |
| バーコードリーダー | RJ-BCR-001 | ¥8,000 | 1 | ¥8,640 |
| キャシュドレ印 | RJ-CDR-001 | ¥15,000 | 1 | ¥16,200 |
| 設置導入費 | | ¥10,000 | 1 | ¥10,800 |
| 合計 | | | | ¥106,920 |

平成28年3月4日 受領いたしました。

株式会社レジ販売 印 印紙

【必要項目】

- 購入・改修日(発行日)
- 補助対象として申請する費用の品目とその購入費用(各補助対象機器等の製品名や製品型番の記載があること)
- 購入・改修者名(宛先) ※申請者名と同一であること
- 販売・改修者名(発行者名)および販売・改修者の押印
- 領収書で費用明細が確認できない場合、領収書に加えて、領収書と金額が一致する費用明細をご用意ください。
見積書、契約書(発注請書)、納品書、請求書など
- 税抜金額の記載があること

●飲食料品等を記載した仕入請求書 コピー

〒104-0042 東京都中央区八丁1-9-109
カブシキガイシャケイゲン

2016年4月18日 発行

株式会社 東長屋
〒500-0002 福井県福井市
R000000000

振込先 株式会社 東長屋
〒500-0002 福井県福井市
R000000000

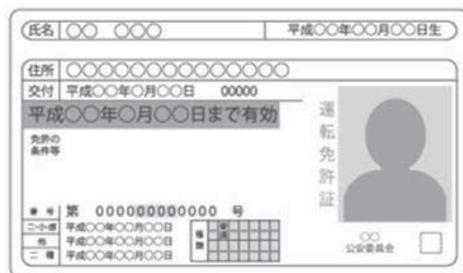
| 年月日 | 品名 | 数量 | 単価 | 金額 | 合計 |
|-----------|------------------|-----|-------|--------|---------|
| 2016-4-11 | 03 日本酒 片割半 100ml | 50 | 1,200 | 12,000 | |
| | 黒糖 1kg | 1 | 4,000 | 4,000 | 16,000 |
| 2016-4-2 | 04 業務用お茶(お茶) | 100 | 500 | 50,000 | |
| | 梅干し 100g | 2 | 1,200 | 2,400 | 52,400 |
| 2016-4-8 | 05 業務用 片割半 100ml | 100 | 600 | 60,000 | 112,400 |

【必要項目】

- 購入年月日
- 仕入先(販売元)名
- 事業主(申請者)名/店名
- 仕入れ、購入品目

■個人事業主の場合は、本人確認書類を追加します

●個人事業主の本人確認書類 コピー



【必要項目】

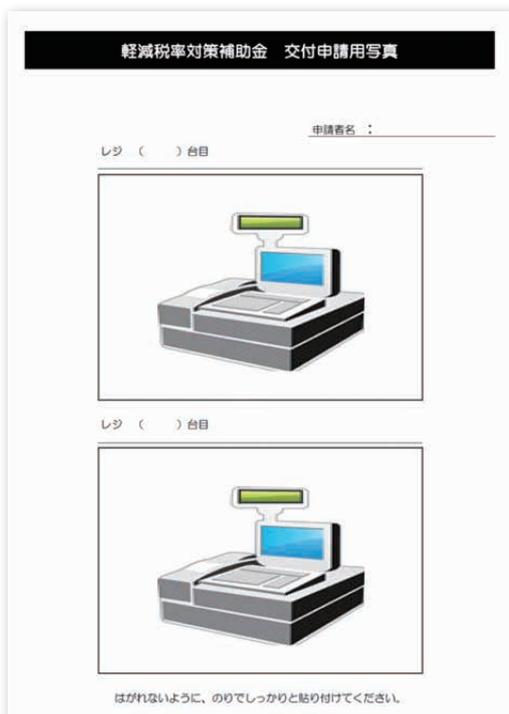
- ・申請者本人の氏名
- ・生年月日

※下記の書類のうち、いずれかひとつを必ず提出してください。

- ①運転免許証
- ②健康保険証
- ③住民基本台帳カード
- ④パスポート
- ⑤在留カード (在留資格があり、在留期限まで90日以上のもの) または特別永住者証明書 (有効期限内のもの)

■累計6台以上のレジを導入する場合は、機器設置写真を追加します

●機器設置写真



- ・設置写真に関しては、レジがはっきりとわかるものでお願いします。
- ・1枚の写真の中にはレジが1台をお願いします。
- ・1枚の写真の中に複数台のレジが入らないようにしてください。
- ・写真の大きさは、交付申請用写真の台紙の枠の中に収まる大きさをお願いします。
- ・写真貼付用の台紙は2種類用意いたします。ご都合の良い方をご利用ください。
- ・設置した台数分提出してください。

B-1型の申請について

受発注システム・指定事業者改修型

B-1型

申請に必要な書類一覧

| No. | 様式 | 書類名 | 備考 |
|---------------------|-----------|---------------------------------|--|
| 《必ず提出が必要な書類》 | | | |
| 1 | 様式B1-交付-1 | 補助金交付申請書 | 指定事業者、中小企業・小規模事業者等の捺印が必須 ※リースの場合は指定リース事業者の捺印も必須 |
| 2 | 様式B1-交付-2 | 経費内訳書 | |
| 3 | 様式B1-交付-3 | 作業定義書兼概算見積書 | |
| 4 | 様式B1-交付-4 | システム改修・入替仕様書 | システム改修箇所、工数、内容を記載したもの |
| 5 | 様式B1-交付-5 | 補助金振込口座登録書 | 補助対象者の補助金振込先（リース契約の場合、提出不要） |
| 6 | - | 振込口座がわかる通帳等のコピー | ※ネットバンクの場合は口座情報がわかる画面のコピー等 （リース契約の場合、提出不要） |
| 7 | - | 【法人の場合】全部事項証明書 【個人事業主の場合】開業届 | 補助事業者が中小企業・小規模事業者等であることを証明するもの（写し） 開業届においては、税務署受理印のあるもの |
| 8 | 任意様式 | システム概要図 | 改修・入替後のシステム構成・機能等が確認できるもの |
| 9 | 任意様式 | 見積書 | 指定事業者による見積書 |
| 10 | 任意様式 | 飲食料品等を記載した仕入請求書（または仕入納品書） | 事業および取引の実態が確認できるもの |
| 11 | 様式B1-交付-6 | 交付申請書類チェックリスト | |
| 《金額により提出が必要となる書類》 | | | |
| 12 | 様式B1-交付-7 | 指定事業者選定説明書 | 指定事業者への発注金額が50万円以上の場合、中小企業・小規模事業者は、「指定事業者選定説明書」を提出 |
| 13 | 様式B1-交付-8 | 選定説明書 | パッケージ製品・サービスの初期費用（初期費用①・②）のいずれかが、単体で50万円以上の場合、2者以上の見積または「選定説明書」を提出 |
| 14 | 任意様式 | 物品に係る見積書（2者以上） | 物品費のうちハードウェア単体（サーバ単体等）が、50万円以上の場合、同製品もしくは同等品での2者以上の見積を提出 ※「相見積」であることがわかるように補記してください。 |
| 《リースを利用する場合必要となる書類》 | | | |
| 15 | 様式B1-交付-9 | リース料金の算定根拠明細書 | |
| 《その他必要に応じて提出するもの》 | | | |
| 16 | 任意様式 | 取引先によるシステム導入等要請書 | 取引先の要請により、やむをえず受発注システムの導入等が必要になった場合のみ提出 |

※必要に応じて追加の情報の提出をお願いする場合があります。

交付決定後に必要な書類

● 事業完了報告書 指定 原本



- ・B-1型では、受発注システムの改修・入替が完了し、すべての支払いを完了した後に、「事業完了報告書」の提出が必要です。
- ・指定事業者がポータルから事業完了報告書を出し、中小企業・小規模事業者等と指定事業者にて必要事項を記載します。
- ・必要書類を集め、事業完了報告書の内容を確認・押印したのち、指定事業者が代理申請者として提出書類一式を添付して事務局に郵送します。
- ・提出期限は平成30年1月31日（消印有効）です。

必ず提出が必要な書類

1 B-1型補助金交付申請書 (1/3 (様式B1-交付-1))

指定 原本

(様式B1-交付-1) 申請番号 R500000030 作成日 平成28年8月25日

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金事務局
事務局長 殿

申請者 事業者名 株式会社〇〇商事
 法人 法人番号 1234567890123
 個人事業主 生年月日 開業 年 月 日

所在地 東京都千代田区丸の内〇-〇-〇

カナ氏名 マダ イチロウ
代表者名 佐藤 一郎 印

代理申請者 事業者登録番号 B00002
 (指定事業者) 法人番号 9876543210123
 所在地 東京都品川区〇-〇-〇
 事業者名 株式会社0123システムズ
 カナ氏名 ヤマダ イチロウ
代表者名 山田 一郎 印

共同申請者 指定リース事業者番号
 (指定リース事業者) 法人番号
 所在地
 事業者名
 カナ氏名
 代表者名

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金
(受発注システムの改修等支援)
補助金交付申請書

事務局が定める同意事項を確認・同意の上、中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金交付規程に基づき、上記補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の概要

概要 複数税率導入による取引先との伝票区分の変更を行う

交付申請額

- (1) 補助事業に要する経費 6,030,000 円
- (2) 補助対象経費 4,580,000 円
- (3) 補助金交付申請額 3,053,333 円

改修完了予定日 平成28年12月1日

補助金交付申請書 (2/3 (様式B1-交付-1))

(指定B1-交付-1) 申請番号 R500000030

2. 申請者情報

申請者名 株式会社〇〇商事
 電話番号 0312345678
 資本金 10,000,000円
 従業員数 30人
 主たる業種 卸売業 小売業 サービス業 旅館業
その他 ()

売上高 1000万円以下
1000万円超 ~ 5000万円以下
5000万円超 ~ 1億円以下
1億円超 ~ 10億円以下
10億円超

確認事項 みなし大企業に該当しない
軽減税率対象商品を扱っている申請者である
現在利用している受発注システムが複数税率に対応していない
申請時においてEDI/EOS等の電子的受発注システムを利用している

3. 担当者情報

申請者 所属 株式会社〇〇商事
 カナ氏名 マダ イチロウ
 担当者名 田中 一郎
 連絡先 固定電話 0300000000 携帯 0900000000
 FAX番号 0300000000 メールアドレス tanaka@marumaru.jp

代理申請者 所属 情報システム部
 カナ氏名 ヤマダ タロウ
 担当者名 山田 太郎
 連絡先 固定電話 0300000000 携帯 0900000000
 FAX番号 0300000000 メールアドレス yamada@kakukaku.jp

共同申請者 所属
 カナ氏名
 担当者名
 連絡先 固定電話 携帯
 FAX番号 メールアドレス

補助金交付申請書 (3/3 (様式B1-交付-1))

消費税軽減税率対策補助金 同意事項

1. 事業の概要について
本事業は、消費税軽減税率対策補助金交付規程(以下「交付規程」といふ)で定める交付要件(以下「交付要件」といふ)を要する、中小の小規模事業者等に対する複数税率対応の導入等や事業者間で利用可能な電子の受発注システム(受発注システム)の改修等に要する経費のうち補助対象となる申請に当たっては、軽減税率対策補助金事務局(以下「事務局」といふ)の定める交付要件、様式、公募要領等に準じ、申請期間までに申請してください。

2. 申請について
申請書に提出いただく申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載を行わないでください。申請内容に虚偽があることが補助事業完了後に判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずることとなり、本申請期間中に虚偽の記載の事実を認められる可能性があることを認識し、誠実に正確な申請を行ってください。

3. 代理申請による申請手続きについて
申請書は、補助対象事業者システムの調査先となる第三者に補助金の申請を委任することができます。申請者が補助金申請の委任を受けた者(以下「代理申請者」といふ)は、申請書の作成、提出から補助金の交付が完了するまでの間、申請者と同等の義務及び責任を負います。申請者は、代理申請者に補助金の申請を委任した場合であっても、当該申請に係る申請手続きが滞り滞りするようになりかねない可能性があります。また、代理申請者が申請に際して必要となる申請者の個人情報については、申請者が同意のうえ、提供してください。

4. 共同申請について
指定リース事業者による申請は、リース物品の設置先となる全ての事業者が公募要領に定める条件を満たす場合に限り、これらリース物品設置先の事業者と共同で補助金を申請することができます。また、指定リース事業者が申請に際して必要となるリース物品設置先事業者の個人情報については、指定リース事業者がリース物品設置先事業者の同意を得たうえで、提供してください。

5. 申請の取り消し
本同意事項、または交付規程において認められていない行為を行う、または行うとした場合、事務局は直ちに申請の取り消しを行い、申請の申請を受理しない場合があります。

6. 個人情報の管理
事務局は、事務局運用に当たり、申請者から提出された情報については、データベースへの不正アクセスや個人情報の転売、毀滅、盗用及び漏えい等防止に努める適切な管理を行います。また、その旨を通知して送付する個人情報の保護に努めるものとし、事務局は、本事業を通じて取得した情報は、本事業の目的の範囲内で、個人情報として法的に収集したデータを公表することがあります。また、事務局は国が行う調査等に対して、本事業を通じて取得した情報を提供し、その提供作業を情報の提供と共同で行うことがあります。

7. 交付の決定について
交付決定の結果については、交付規程に従って事務局より申請者に対して書面をもって通知します。尚、交付決定前に、国の補助金と重複する事業については、補助金の対象として含まれないものとします。

8. 税関への立入り申請、補助金の返還について
事務局は本事業の進捗状況を確認するため、必要に応じて、電話による問合せや追加書類の提出、調査員の立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。また、事務局が認められる場合、調査員への立ち入りがない場合、補助金の返還を要する場合があります。なお、事務局は返還を求めるときは、当該補助金を交付した日から返還の日までの日数に応じて、当該補助金(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を求めます。

9. 専断的合意管轄権
本同意事項に基づく申請者と事務局との間に生じた紛争については、専断的合意管轄所または東京地方裁判所を専断的合意管轄裁判所とします。

10. 事業の内容変更・終了
事務局は、本事業の終了または内容の変更を行うことができるものとします。この場合、事務局は、本事業の終了、停止、内容内容の変更等について申請者に何らかの通知、報告がなされた場合であっても、事務局の意思または遺失による義務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。また、本同意事項の変更については、事務局が自らホームページ等で変更内容を公表した後は、申請者が変更の事実およびその内容を承認したものとみなします。

11. 免責
申請対象事業者の不具合や故障および申請手続きにおけるメールサーバーやベンダー等との間に生じるトラブル等については、事務局はその責任は一切を負いません。また、事務局が申請を受け取る以前に生じた事業者の先、既述経緯の紛争については事務局はその一切の責任を負わず、それらに起因して生じた当該申請者の損失に対していかなる責任も負いません。

12. 注意事項
交付申請から補助金の交付までは一定の手続期間を要します。手続期間中に交付申請の受付が停止する場合があります。
 ●事務局は、補助金の交付に係る申込みの遅延、その他事由によって生じたしるる期間についても、一切の責任を負いません。
 ●申請に際しては申請書の提出(複数回の申請)は申請者が行うべきことをご留意ください。
 ●申請書及び代理申請書が申請書に記名・押印し事務局に提出されたことにより、本同意事項が有効となります。
 ●申請書及び代理申請書間の個人情報保護におけるトラブル等に関して、事務局は一切の責任を負いません。申請書及び代理申請書間の個人情報保護における適正な取扱いを行うことをお奨めいたします。
 ●ご提出いただいた申請書は返却いたしません。申請者は本申請書の控えを取り、お手元に大切に保管してください。
 ●住所の変更について、申請者が事務局に申し出を行わなかったために、事務局からの送付等の内容は、すべて過去の同意事項(各届出内容)に基づき送付されるものとします。届出内容の変更や告知等の内容と相違する送付内容や告知等の内容は、最新の事務局のホームページまたは印刷物等に記載された最新の内容が有効とさせていただきます。

2 経費内訳書 **指定** **原本**

3 作業定義書兼概算見積書 **指定** **原本**

4 システム改修・入替仕様書 **指定** **原本**

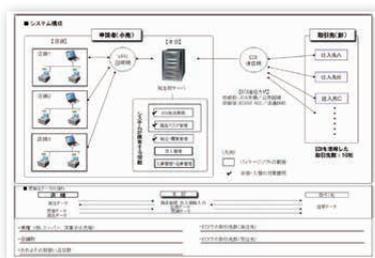
5 補助金振込口座登録書 **指定** **原本**

6 振込口座がわかる通帳等 **コピー**



7 全部事項証明書 (法人開業届 (個人事業主)) **指定** **コピー**

8 システム概要図 **任意様式** **コピー**



9 見積書 **任意様式** **コピー**

10 飲食料品等を記載した仕入請求書 **任意様式** **コピー**

11 交付申請書類チェックリスト 指定 原本

| 項目 | 提出書類 | 備考 |
|----|------------------------|-----------------|
| 1 | 補助金交付申請書 (事務用指定) | |
| 2 | 補助内訳書 (事務用指定) | |
| 3 | 作業定数表兼見積書 (事務用指定) | |
| 4 | システム改修・入替性検査 (事務用指定) | |
| 5 | 業務委託の仕様書 (事務用指定) | ※システム改修の場合、提出不要 |
| 6 | ※システム改修の場合、提出不要 | |
| 7 | 【法人の場合】 委託申請書 | 【個人事業主の場合】 請負書 |
| 8 | 【指定事業者による】 見積書 | |
| 9 | 【個人事業主または法人納品者など】 | |
| 10 | 指定事業者選定説明書 (事務用指定) | |
| 11 | ※2以上の見積りがある場合、提出不要 | |
| 12 | ※2以上の見積りがある場合、提出不要 | |
| 13 | システム料金の算定根拠明細書 (事務用指定) | |
| 14 | 取引先によるシステム導入要請書 | |

金額により提出が必要となる書類

12 指定事業者選定説明書 指定 原本

指定事業者選定説明書

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税中対策補助金事務局
事務局長 殿

作成日 平成29年8月23日

申請者 株式会社○○商事
代表者名 佐藤 一郎

指定事業者選定説明書

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税中対策補助金（受託システム改修等支助）に係る指定事業者を下記の理由により選定しました。

○ 現在まで受託している電算的改修システム改修であるため、現在のシステムを継承して選定します。

○ 取引先の指定システムを継承するシステムベンダーは、取引先の指定によるシステムベンダーであるため、当該の事業者を選定します。

○ 過去のシステム改修の結果、当該の事業者を選定します。従前以上の見積り内容のこと

○ その他（下欄に選定理由を記載ください）

その他記載の場合、下欄に選定理由を説明してください

13 選定説明書 指定 原本

選定説明書

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税中対策補助金事務局
事務局長 殿

作成日

事業者名 株式会社○○商事
代表者名 佐藤 一郎

代理申請者
（指定事業者） 会社名
代表者名

選定説明書

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税中対策補助金（受託システム改修等支助）に係るシステム改修・サービスを下記の理由により選定しました。

| 製品名等 | 選定理由 |
|------|------|
| | |
| | |

14 物品に係る見積書 (2者以上) 任意様式 コピー

任意様式のコピー

見積書

見積書

リースを利用する場合に提出が必要となる書類

15 リース料金の算定根拠明細書 指定 原本

リース料金の算定根拠明細書

リース料金の算定根拠明細書

リース料金の算定根拠明細書

リース料金の算定根拠明細書

リース料金の算定根拠明細書

その他必要に応じて提出するもの

16 取引先によるシステム導入等要請書 任意様式 原本

取引先によるシステム導入等要請書

取引先によるシステム導入等要請書

取引先によるシステム導入等要請書

取引先によるシステム導入等要請書

B-2型の申請について

受発注システム・自己導入型

B-2型

申請に必要な書類一覧

| No. | 様式 | 書類名 | 備考 |
|---------------------|-----------|--|--|
| 《必ず提出が必要な書類》 | | | |
| 1 | 様式B2-交付-1 | 補助金交付申請書 (B-2) | 申請者 (中小企業・小規模事業者等) の捺印が必須 ※リースの場合は指定リース事業者の捺印も必須 |
| 2 | 様式B2-交付-2 | 経費内訳書 (B-2) | |
| 3 | 様式B2-交付-3 | システム改修・入替仕様書 (B-2) | システム改修箇所、内容を記載したもの |
| 4 | 様式B2-交付-4 | 補助金振込口座登録書 | 補助事業者の補助金振込先 (リース契約の場合、提出不要) |
| 5 | - | 振込口座がわかる通帳等のコピー | ※ネットバンクの場合は口座情報がわかる画面のコピー等 (リース契約の場合、提出不要) |
| 6 | - | 【法人の場合】全部事項証明書 【個人事業主の場合】開業届 | 申請者が中小企業・小規模事業者等であることを証明するもの (写し) 開業届においては、税務署受理印のあるもの |
| 7 | 任意様式 | 飲食料品等を記載した仕入請求書 (または仕入納品書) のコピー | 事業および取引の実態が確認できるもの |
| 8 | 任意様式 | シリアルナンバー、プロダクトキー、アカウントナンバー等を確認できる製品カード、シール、保証書、HP (マイページ等) | 製品の名称、バージョン、型番がわかるもの、および個体の特定ができるもの (写し) |
| 9 | 任意様式 | 領収書等の費用明細または入金確認書など | 購入金額と内容が確認でき、全額の支払いが完了し、受領したことがわかる証ひょう (写し) |
| 10 | 様式B2-交付-5 | 交付申請書類チェックリスト | |
| 《金額により提出が必要となる書類》 | | | |
| 11 | 様式B2-交付-6 | 選定説明書 | パッケージ製品・サービスの初期費用 (初期費用①・②) のいずれかが、単体で50万円以上の場合、2者以上の見積または、「選定説明書」を提出 |
| 12 | 任意様式 | 物品に係る見積書 (2者以上) | 物品費のうちハードウェア単体 (サーバ単体等) が、50万円以上の場合、同製品もしくは同等品での2者以上の見積を提出 ※「相見積」であることがわかるように補記してください。 |
| 13 | 様式B2-交付-7 | 取得財産等管理台帳 | 50万円以上の財産取得がある場合に提出 (対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が、50万円 (消費税抜き) 以上の財産とします。) |
| 《リースを利用する場合必要となる書類》 | | | |
| 14 | 様式B2-交付-8 | リース料金の算定根拠明細書 | |
| 15 | 任意様式 | リース契約書 | |
| 16 | 任意様式 | リース対象の見積書 | ※契約前に販売事業者が申請者に対して発行したもの ※費用の明細等がわかるもの |
| 《その他必要に応じて提出するもの》 | | | |
| 17 | 任意様式 | 取引先によるシステム導入等要請書 | 取引先の要請によりやむをえず受発注システムの導入等が必要になった場合のみ提出 |

※必要に応じて追加の情報の提出をお願いする場合があります。

2 経費内訳書(B-2)

指定 **原本**

3 システム改修・入替仕様書(B-2)

指定 **原本**

4 補助金振込口座登録書(B-2)

指定 **原本**

5 振込口座がわかる通帳等

コピー

6 全部事項証明書(法人) 開業届(個人事業主)

指定 **コピー**

7 飲食料品等を記載した仕入請求書

任意様式 **コピー**

8 シリアルナンバー、プロダクトキー、アカウントナンバー等を確認できる製品カード、シール、保証書、HP(マイページ等)

任意様式 **コピー**

9 領収書等の費用明細または入金確認書など

任意様式 **コピー**

| 商品名 | 型番 | 単価 | 数量 | 金額(税込) |
|-----|----|---------|----|----------|
| 商品A | | ¥54,000 | 1 | ¥58,320 |
| 商品B | | ¥12,000 | 1 | ¥12,960 |
| 商品C | | ¥8,000 | 1 | ¥8,640 |
| 商品D | | ¥15,000 | 1 | ¥16,200 |
| 商品E | | ¥10,000 | 1 | ¥10,800 |
| 合計 | | | | ¥106,920 |

10 交付申請書類チェックリスト

指定 **原本**

■金額により提出が必要となる書類

11 選定説明書

指定 原本

12 物品に係る見積書 (2者以上)

任意様式

コピー

13 取得財産等管理台帳

指定 原本

■リースを利用する場合必要となる書類

14 リース料金の算定根拠明細書

指定 原本

15 リース契約書

任意様式

コピー

16 リース対象の見積書

任意様式

コピー

■その他必要に応じて提出するもの

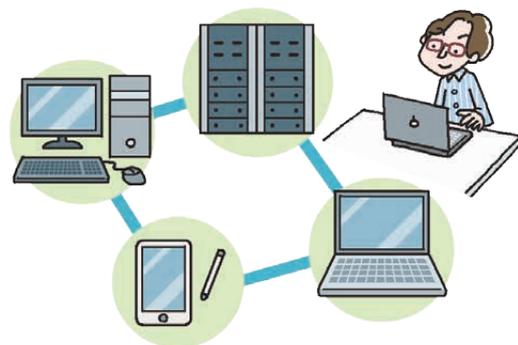
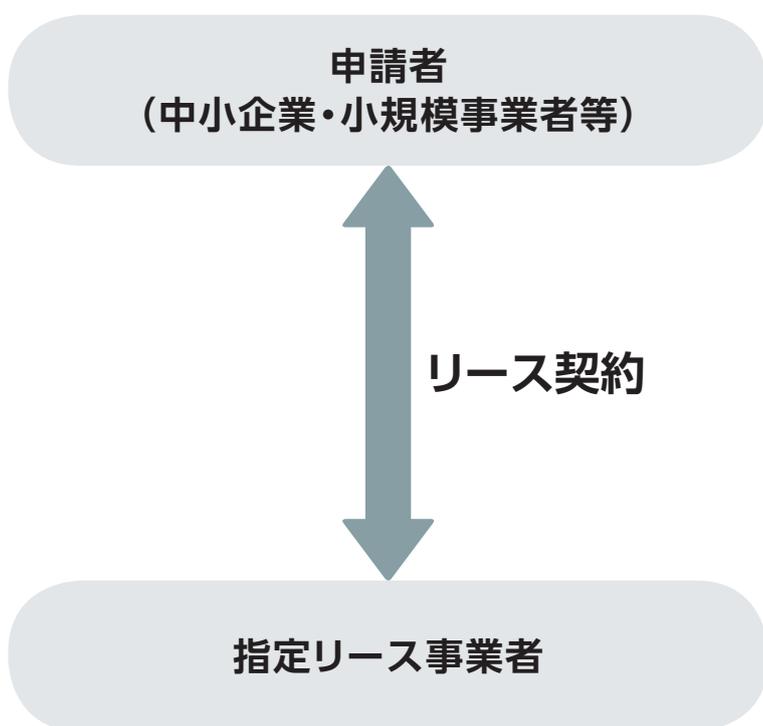
17 取引先によるシステム導入等要請書

任意様式 原本

リース申請について

ファイナンスリースを利用して、複数税率対応レジや受発注システム等を導入・改修・入替する事業者も補助対象となります。

■指定リース事業者との契約



■リース申請のポイント

- ① 機器等の導入・改修、電子的受発注システムの導入・改修・入替にあたり、リースを利用する場合、リース事業者は独立行政法人中小企業基盤整備機構が指定したリース事業者でなければなりません。その場合、使用者を申請者(中小企業・小規模事業者等)、所有者を共同申請者(指定リース事業者)として共同で補助金申請を行うこととなります。
- ② リース期間中の中途解約または解除が原則できない契約であることが必要です。
- ③ 物件価額と付随費用がリース料で概ね(90%以上)回収される契約であることが必要です。
- ④ 中小企業・小規模事業者に対して補助金交付相当額についてリース料金が低減されることが必要です。
- ⑤ 同一申請において、自己購入とリースの併用はできません。(B型のみ)
- ⑥ 原則として財産処分制限期間の間使用することを前提とした契約としてください。

相談窓口一覧

| ご相談内容 | 窓口 | 連絡先 |
|---|-------------------------|--|
| 軽減税率制度（対象品目・税額の計算方法など） | 国税庁 電話相談窓口 | お近くの税務署にお問い合わせください。 税務署の電話番号等につきましては、国税庁ホームページから確認頂くことができます。 ホームページ：http://www.nta.go.jp |
| 中小・小規模の小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等に係る補助金 | 軽減税率対策補助金事務局 | 専用ダイヤル：0570-081-222 ホームページ：kzt-hojo.jp |
| 軽減税率実施に伴う中小・小規模事業者の支援（個別相談、講習会の開催、専門家派遣等） | 中小団体相談窓口 | お近くの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会へお問い合わせください。連絡先は中小企業庁ホームページから確認頂くことができます。 http://www.chusho.meti.go.jp/link/jisshi_kikan.html |
| 軽減税率対策に係る設備投資へのご融資 | 日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫 | 日本政策金融公庫（事業資金相談ダイヤル）： 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795 |
| 消費税転嫁対策等に関する相談 | 内閣府 消費税価格転嫁等総合相談センター | 専用ダイヤル：0570-200-123 |
| 軽減税率実施に伴う税に関する相談 | 日本税理士会連合会 | お近くの税理士会へお問い合わせください。 |
| その他 中小企業支援施策全般 | 中小企業庁 相談室 | 電話番号：03-3501-4667 |

ご相談内容に応じて、
上記の相談窓口
お問い合わせください。



中小企業庁財務課

〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

2017年3月